



2020年 CSW64
サイドイベント報告書

女性，納税者になる

ジェンダー社会における依存と無意識の偏見の鋳型を壊そう！

Women's Empowerment as Taxpayers: Breaking the Mold of Dependency and the Unconscious Bias in Gendered Society

共催

国連日本政府代表部

国際婦人年連絡会

JAWW（日本女性監視機構）

国連 NGO 国内女性委員会

2020年3月12日（木曜） 10:00 AM – 11:15 AM（予定）

国連総会議場ビル Conference Room 8

CSW64
Commission on the Status of Women



**BEIJING+25: REALIZING GENDER
EQUALITY AND THE EMPOWERMENT
OF ALL WOMEN AND GIRLS**
9-20 March 2020

目次

はじめに	1
I. 第 64 回国連女性の地位委員会 CSW64	2
私たちの CSW64 サイド・イベント:「納税者としての女性」の意義	7
女性と納税について、他の国では	12
II. Women’s Empowerment as Taxpayers: Breaking the Mold of Dependency and the Unconscious Bias in Gendered Society	
女性、納税者になる: ジェンダー社会における依存と無意識の偏見の鋳型を壊そう!	13
1. 1995 年、第 4 回世界女性会議と北京宣言が出発点	13
2. エンパワーメントって?	14
3. エンパワーメントを現実にするには・・・ Go to School. Be financially responsible, Work hard.	19
4. なぜ、「学校に行こう!」なのか。エンパワーメントを現実にするには社会に対する経済的責任を果たすことが重要	25
5. 高齢女性の貧困——年金対策? いいえ, 有償労働消滅対策としてのユニヴァーサル・ベーシック・インカムの導入!	32
最後に	34
* * * * *	
資料編	
1 CSW 委員長 Mher Margaryan からの 2020 年 3 月 2 日付書簡	35
2 CSW64 政治宣言	36
3 Letter of Regret dated 1 March 2020 from Masako KAMIYA, Organizer	42
4 NGO CSW NY 委員長 Houry Geudelekian からの 2020 年 3 月 2 日付の書簡	43
5 Concept Note uploaded at CSW64 Web	45
6 パネリスト依頼の文書	46
7 Excerpt from the planned presentation of Mr. Muhammad Tayyab Mir	49
8 国連総会会場ビルと Conference Room 8 のフロア・プラン	51
9 サイド・イベントの看板とコメント・シート	52
10 2019 年 都道府県別 4 年制大学男女別進学率	53
11 CSW65 の予定と優先テーマ, 検証テーマ (CSW66, CSW67, CSW68 のテーマも)	55
* * * * *	
リアルを超えたヴァーチャルな時空で	56
謝辞	57

はじめに

例年、日本の NGO 3 団体、国際婦人年連絡会、JAWW（日本女性監視機構）、国連 NGO 国内女性委員会が、国連日本政府代表部と共催で開催しており、2020 年も 3 月 12 日に予定されておりました第 64 回国連女性の地位委員会（Commission on the Status of Women 以下、CSW64）サイド・イヴェントは、新型コロナウイルス COVID-19 が WHO によりパンデミックと認定される¹ほど世界中で猛威を振るったことから、残念ながら中止となりました。

実質 1 日だけ開催された CSW64 が、それでも世界に訴えているのは、ジェンダー平等を、女性と少女たちのエンパワーメント達成を、より迅速に、より完全に、実現させることです。CSW64 が何を目指していたのかを、例えばニュース報道として人々が知る機会はなくなってしまいました。2020 年がジェンダー平等にとって重要な節目であったにも関わらず、その重要性が十分に伝わる機会が乏しいことから、そのことについて、若干、説明します。また、私たち NGO 3 団体は、納税者としての女性と無意識の偏見こそ、ジェンダー平等が遅々として進まない日本の現状を理解する、反面教師として CSW64 にふさわしいテーマではないかと、企画し、準備しましたが、幻のサイド・イヴェントになってしまいました。本書は私たちが実現しなかったサイド・イヴェントにおいて何を伝えようとしていたのかについての記録です。

2020 年 8 月

国際婦人年連絡会
世話人を代表して 紙谷雅子

¹ 世界保健機関（World Health Organization, WHO）は、2020 年 3 月 11 日、COVID-19 をパンデミック（世界規模で流行している感染症）と認定した。

I. 第 64 回国連女性の地位委員会 CSW64

2020 年 3 月 9 日(月)から 3 月 20 日(金)の日程で開催が予定されていた CSW64 は、3 月 2 日に非公式会議を招集し、COVID-19 の世界規模での流行に関する国連事務総長の 2020 年 2 月 29 日付の勧告をふまえて、3 月 9 日午前 10 時²に、ニューヨークの国連本部で、各国の国連代表部を招集し、開催することとし、一般的な討議と全てのサイド・イベントを全て中止すると決定した。(資料 1 参照)

CSW64 は北京宣言と行動綱領の目標がどこまで達成されたのかを検討することになっていた。2018 年 6 月 12 日、国連経済社会理事会は、CSW64 の主要なテーマとして、北京宣言と行動綱領の達成の様子と第 23 回特別総会の成果文書に対する調査と検討、そして、評価であるを行うことと決定した。³ その調査と検討の対象には、行動綱領の実現に影響を及ぼす、いまなされている挑戦の評価、ジェンダー平等の達成の様子、2030 持続可能な開発アジェンダの完全な実現に向けての女性のエンパワーメントとその貢献が含まれている。

そこで、国連事務次長兼 UN Women 事務局長の Phumzile Mlambo-Ngcukaさんは、3 月 9 日、委員会の冒頭のステートメントで、(要約すると)次のように述べている。⁴

- ・ 2020 年は第 4 回世界女性大会と北京宣言と行動綱領から 25 周年、国連安全保障理事会の女性、平和と安全に関する決議 1325 号から 20 年、UN Women 設立から 10 年、2030 持続可能な開発アジェンダの目標を達成するために多様な利害関係者の支持を得て「行動の 10 年」をスタートさせる年でもある。
- ・ 新型コロナウイルス COVID-19 の突発的な発生のおかげで公衆衛生上の懸念から、委員会の会期を短縮することになってしまった。いつもならば議論に貢献するさまざまな意見、それぞれの国々からの代表や市民社会のネットワークの声がこの場に届かないことについては、安全になってからそれらの見解が政策形成と決定に、これからどうしたら反映できるか、検討しているところである。が、物理的な移動が制約されていることから、新しい技術を活用し、つながるよう努力をし、そのことで環境にも貢献できそうである。

Report of the Commission on the Status of Women, Report on the sixty-fourth session (22 March 2019 and 9 March 2020), E/2020/27-E/CN.6/2020/10 によれば、CSW64 議長は、国連経済社会理事会(ESC)議長に宛てた 2020 年 3 月 16 日付の書簡で、3 月 13 日に予定していた CSW64 最後の、そして、CSW65 最初の会合の日時を後日に変更することにしたと述べ、その後、実際の会合を開催することなく、書面その他の手段を通じて、提案されていた 4 つの決議案と CSW64 報告書を採択している at 21/35。

³ Resolution adopted by the Economic and Social Council on 12 June 2018. (E/RES/2018/8)

⁴ Opening Statement by Under-Secretary-General of the United Nations and Executive Director of UN Women, Phumzile, Mlambo-Ngcuka, at the 64th session of the Commission on the Status of Women, 9 March 2020.

- ・ 国連事務総長の報告書『北京宣言と行動綱領の実現と、第 23 回特別総会の成果文書の調査、検討と評価』は行動を加速するためにふんだんな証拠と洞察を提供しており、また、国際女性の日に公表した UN Women の『ジェンダー平等: 女性たちの権利の検討』も、170 カ国の国別報告書、何百もの市民社会と若者たちの貢献、最新の世界規模のデータなど、確固たる証拠に基づいた、政治的な意志さえあれば加速されるはずの、進むべき方向を示している。
- ・ 多くの国が、事態を改善しており、実証済みの政策は複合的な成果をもたらしていることを示しており、本当に必要とされるのは、まだ恩恵を受けていない人々に解決策を実行に移す決意、そしてそれを裏付ける資源である。全体としてみると、ジェンダー平等のために用いられるのは開発経費の 5%にも満たない。データのある 80%の国々ではジェンダー平等を達成する国家計画、北京行動綱領の肯定的な遺産があるが、それでもその 3 分の 1 しか、資源配分を受けていないので、開発の恩恵は広く平等に及んでいない。
- ・ 武力衝突や人道上の危機は、いっそう複雑で長引いており、女性と少女たちをますます貧困、不安、そして暴力に晒している。環境上の危機もまた開発の結果を破壊することすら、ある。事態の改善がまだ及んでいない周縁化された若者、高齢者、障害のある人、非正規経済から抜け出せない労働者をそのまま放置することはできない。例えば地球上で 5 億人の女性が「文字を知らない」状態に置かれており、これは過去 20 年、改善されていない。毎年、少女たちが学校に通うことを促すだけでなく、これまで教育を受ける機会がなかった女性たちについても対策を講じなければ、家族の状況も、そして、社会も良くなることはない。過去 20 年、経済格差は改善していない。女性と少女たちが家族のため、家庭のために費やす時間とエネルギーは男性と少年たちの 3 倍であり、その結果、教育を受ける機会、有償労働市場に参加するチャンス、そして、稼働能力に大きな違いがもたらされている。
- ・ 女性に対する暴力も衰える兆しさえなく、暴力それ自体が女性の社会参加、平穏で豊かな生活を直接間接に脅かしている。
- ・ 政治参加は、この間、ある程度進んできたが、クォータ制度が支えとなっていないところでは成果は上がっておらず、政治に参加する女性たちはしばしば、リアルな暴力に、デジタルな嫌がらせに、曝されており、多くの女性たちの政治への積極的な関与の妨げになっていると UN Women、そして、多くの人々が懸念している。
- ・ 科学と技術革新の分野では、平等かが可能であるにも関わらず、女性が十分に進出していない。女性を第 4 の産業革命から排除する根強い偏見、デジタルな嫌がらせ、プライバシー侵害、無意識の偏見を固定化するアルゴリズムなどの問題を克服するため、とくに注意を払うべきである。北京会議では、この分野について考慮されなかったが、今、女性と少女たちに関わる新しい政策として積極的な関与が必要である。
- ・ 地質の劣化から汚染をもたらさないエネルギー政策まで、環境に配慮した経済計画や公約において女性たちは指導権を発揮していないが、食料安全など、人類の安全に関わるその声を無視してはならない。

- ・ 例えば女性が交渉に関与する平和に関する協議の永続性が高いことは知れ渡っているのに、まだまだ政治、政策、予算に関わる大多数は男性であり、事態は改善しているが、女性はまだ 1/4 しか、活躍していない。1/2 という平等な割合まで、まだまだである。これを実現するのが「Generation Equality 平等の世代」の使命であり、国連行動の 10 年の使命は平等の実現である。3 月 6 日に国連事務総長が指摘したように、「平等の世代」とは徐々に改善するとか、遅々としているけれども変革は起きている・・・であってはならない。だからこそ、若い人々と市民社会が 2020 年を通じての「平等の世代」の中核において、各国政府の努力を補っている。そして、北京会議の成果と人口開発に関する国際会議 International Conference on Population and Development (ICPD) の成果を、私たちが、今、直面している問題として統合させ、より広く利害関係者（ステークホルダー）の関与を求めている。
- ・ 市民社会が「平等の世代」を主導している。そこで、フランスとメキシコがパリとメキシコ・シティで UN Women による「平等の世代」フォーラムを主催することになっている。⁵これが変革の速度を加速するという私たちの任務の一部である。一緒であれば、必要とされる変化を起こすことができるが、急がなければならない。

CSW 委員長 Mher Margaryan が議長となり、国連事務総長 António Guterres、総会議長 Tijjani Muhammad-Bande、経済社会理事会議長 Mona Juul、安全保障理事会議長 Zhang Jun、そして、国連ウィメン事務局長 Phumzile Mlambo-Ngcuka と、45 の各国代表その他の出席のもと、3 月 9 日に満場一致で採択されたのが、「第 4 回世界女性会議 25 周年における政治宣言 (Political declaration on the occasion of the twenty-fifth anniversary of the Fourth World Conference on Women (E/CN.6/2020/L.1)、以下、政治宣言という。邦訳については、資料 2 参照)」である。残念ながらジェンダー平等と女性と少女たちのエンパワーメントの完全実現はこの国・地域でも達成されていないが、効果的かつ加速的にその実現を目指すことが、2030 年を目標とする持続可能な開発の実現と一体であるので、これまで以上にジェンダー平等の実現に邁進しなければならないという内容であった。（2020 年 3 月 9 日に採択された政治宣言 (邦訳) については、資料 2 参照)

政治宣言（要旨）

1. 北京宣言と行動綱領、第 23 回特別総会成果文書、CSW の宣言の重要性を再確認し、その実施を約束し、
2. 北京行動綱領と女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約 CEDAW の完全かつ効果的、迅速な履行の重要性を確認し、CEDAW 未加盟国および選択的議定書未批准国に対して、その批准検討を要請し、

⁵ 具体的な日程は公表されていないが、まずメキシコ・シティで、そして、パリで、2021 年の前半に開会するという予定である。

3. ジェンダー平等と女性と少女のエンパワーメントの達成は持続可能な開発のための2030 アジェンダの進捗に決定的に寄与することを強調し、
4. 北京行動綱領の効果的で迅速な実施を促進するための検証作業に対する貢献に謝意を表し、
6. いかなる国もジェンダー平等や女性と少女のエンパワーメントを達成できていないことに懸念を表明し、構造的障壁や差別的慣習、複合的な差別に直面する女性たちの攻撃されやすさを認識し、
7. 開発利益の不平等な配分を課題として認識し、
8. 女性と少女が開発に欠かせない担い手であるにも関わらず、完全な人権および機会を否定される状態では、達成されるべき持続可能な開発目標が実現できないとに指揮し、
9. 男性および少年が戦略的パートナーおよび仲間として社会変革のために全面的に関与する重要性を認識し、
10. 新たな課題の顕在化を認識し、12 の重大領域における格差と取り組むことを確約し、
13. CSW が国連諸機関内におけるジェンダー主流化の推進と監視とを担うことを再確認し、
14. UN Women 設立 10 周年にあたり、その役割の重要性を強調し、
15. 国際機関に組織的なジェンダー主流化を求め、
16. 北京宣言および行動綱領の実施に対する NGOs、女性団体、地域団体、若者の団体等の貢献を歓迎し、
17. 北京宣言および行動綱領の完全、効果的かつ迅速な実施を約束する。

採択後、7つの政府代表、サンチアゴ・グループ、山岳グループ、ヴァチカン教皇庁、ヨーロッパ連合などのオブザーヴァーの発言ののち、委員会は「CSW64 は次の通知があるまで休会」と宣言した。⁶

本来ならば、2020 年は世界中で第 4 回世界女性会議と北京宣言と行動綱領（1995）の 25 周年を記念する年として、同時に 2030 のアジェンダ、持続可能な開発目標達成を検討する 5 年毎の節目の年として、あらゆる場所におけるジェンダー平等と全ての女性と少女たちのエンパワーメントの実現を加速すべき年となるはずであった。そのため、2019 年 9 月 25 日と 26 日にはニュー・ヨークで専門家委員会が開催され、2019 年 12 月には国連事務総長からの報告書⁷も公表され、2020 年になってからは国連事務総長の報告書に基づいて UN Women も 2020 年 3 月 5 日に Generation Equality を強調し、北京報告書から 25 年女性の権利検証に関する報告

⁶ E/2020/27-E/CN.6/2020/10 at 3/33 and 32/33 参照。なお、非公式会議を経て、

⁷ Report of the Secretary-General, Review and appraisal of the implementation of the Beijing Declaration and Platform for Action and the outcomes of the twenty-third special session of the General Assembly, 13 December 2019, E/CN.6/2020/3.

書⁸を刊行した。⁹それに先立ち、5つの地域ごとに25年を区切りとする進捗状況を検討する会合も実施されている。アジア・太平洋地域に関しては2019年11月27日から29日、大臣級の会合がバンコクで開催された。そして、国のレベルでは171のNational Reportsが順次、UN WomenのCSW64 PreparationsのHPで公表されていった。

CSW64は、世界各国での北京宣言と行動綱領の達成度に関する調査と検討、そして評価を踏まえて、行動綱領の実現に影響を及ぼす現在の挑戦に対する評価、ジェンダー平等の達成の程度、そして、女性のエンパワーメントとその貢献が持続可能な開発に関する2030年アジェンダを完全に実現したかを、評価し、これからどのような施策を重点的に実現することが、北京宣言と行動綱領の完全、効果的かつ加速的な実現となるのか、ジェンダー平等と女性と少女たちのエンパワーメントの達成こそが、2030アジェンダを実現することになることを再確認する機会になる・・・はずであった。

私たち3NGOsも、ジェンダー平等を実現する提案として、扶養される女性から納税者として社会に貢献する女性へのイメージ転換と、それを妨げている無意識の偏見を取り上げるつもりであったが、2頁で述べたように、土壇場でサイド・イベントはすべてキャンセルとなった。（資料3参照）中止になったのは、国連関連の討議やサイド・イベントだけではなく、この期間中にニュー・ヨーク市内で予定されていたNGO CSW 関連パラレル・イベントも、中止となった。（資料4参照）

⁸ UN women, Gender Equality, Women's Rights in Review 25 Years after Beijing, ISBN: 978-92-1-127072-3.

⁹ 同じ2020年3月5日、国連開発計画 United Nations Development Programme は、Tackling Social Norms: A game changer for gender inequalities (2020)を公表し、ジェンダー平等実現のためには排他的な社会規範に取り組むだけでなく、新しい規範の構築の重要性も指摘し、役割の変更に対する抵抗は十分に意識されていない偏見を露わにするとしても、ジェンダー平等を目指すのが新しい規範のあり方であると主張する。

私たちの CSW64 サイド・イベント : 「納税者としての女性」の意義

私たち NGO 3 団体も、北京宣言と行動綱領に照らし、日本社会はどこまで目標を実現し、あるいは、どこが不十分であるのか、なぜ、ジェンダー平等がどの国でも実現できないのかについて考えてきた。その中でもジェンダー・ギャップが縮まらない日本には特殊な事情があるのか？ 何が女性のエンパワーメントとして重要なのか？ 政治分野に進出しないのは政治に関心がないからなのか？ 多くの女性が労働市場に参加するけれども正規労働者の割合が減少しているのはどうしてなのか？ 初等中等教育は普及しているのに、高等教育を受ける、専門職に就く女性が増えないのはなぜか？ 本当に多くの疑問が湧いてきた。

私たち 3NGOs は、これまでも、CSW60 の「Our Challenges to Eliminating Gender Gaps in Economy 経済における男女格差解消への私たちの挑戦」を、CSW61 の「The Keys to the Economic Empowerment of Women 女性の経済的エンパワーメントへの鍵」を、CSW62 の「Achieving Gender Equality and the Empowerment of Women in Rural Areas: Challenges and Opportunity 農山村におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」を、CSW 63 の「"A Room of One's Own" in 2019: Obstacles to Being Independent Today2019 年の『自分だけの部屋』: 精神的経済的自立に対する今日の障壁」をサイド・イベントのテーマとして設定し、日本だけではなく、さまざまな国からテーマに共感したパネリストやプレゼンターを通じて、問題意識を広く共有し、解決の糸口を探してきた。

すると、Women 's Empowerment as Taxpayers はこれまでのサイド・イベントの企画を発展的に継承したテーマになるのではないかと、さらに、近い将来、労働市場において人と AI とが競合することも視野に入れる必要がある・・・なども検討の射程に入ってきた。残念ながら、COVID-19 の影響を受けて実現しなかったが、わたしたちは、2020 年 3 月に、これまでの蓄積を生かし、さらに、ジェンダー・ギャップを克服し、女性のエンパワーメントを実現する出発点として、

Women's Empowerment as Taxpayers:
Breaking the Mold of Dependency and the Unconscious Bias in Gendered Society

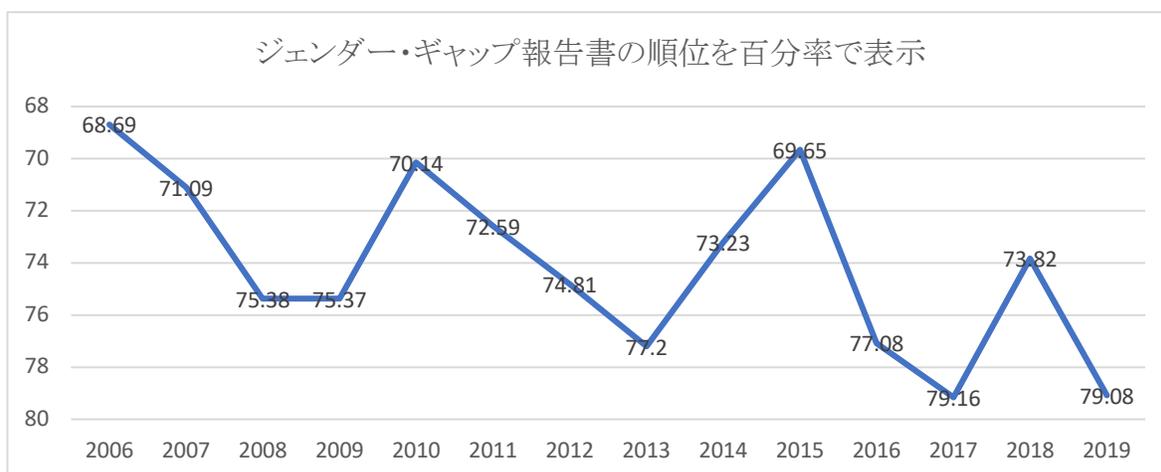
女性, 納税者になる

ジェンダー社会における依存と無意識の偏見の鋳型を壊そう!

をサイド・イベントのテーマとして選び、なぜ、ジェンダー平等が遅々として進まないのかを、改めて検討することにした。(今回は手渡し用のフライヤーは作成せず、Concept Note を CSW64 Web にアップロードした。資料 5 参照。)

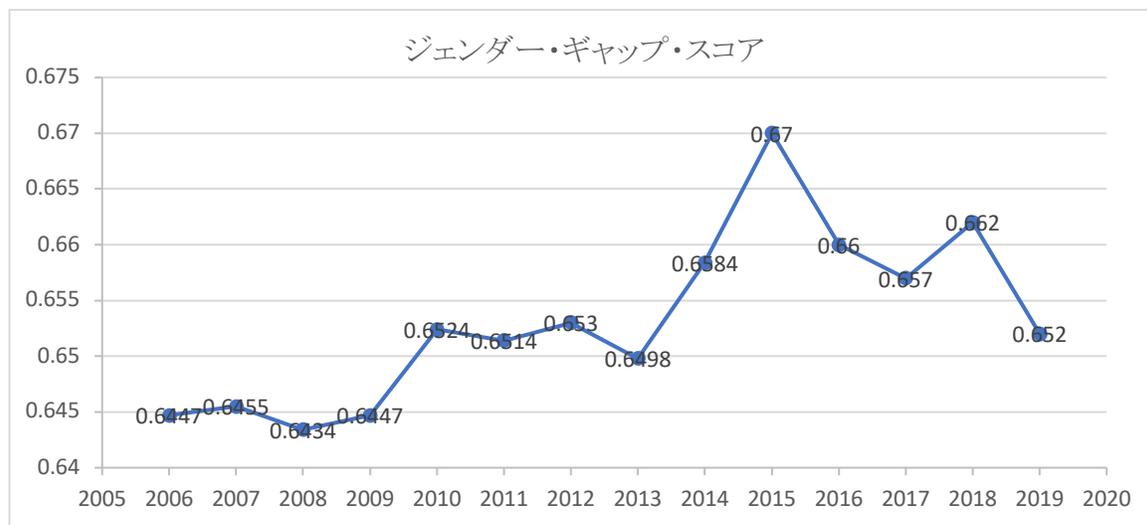
繰り返すことになるが、日本女性が選挙権を行使し、男性にしか開かれていなかった高等教育に進学できるようになり、自分の名義で男性と同じように財産を取得所有処分し、「家」の「戸主」の許可なく本人の自由な意思に基づいて婚姻し、離婚できるようになったのは、世界的に見ると決して遅くはない。憲法には1947年から性差別を禁止する条項(第14条)があり、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃を宣言する国際条約 Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (CEDAW)を批准したのも1985年と、ごく最近というわけではない。国力を経済指標で判断するならば、名目国内総生産 Nominal Gross Domestic Product (nGDP)の規模は約5.5兆ドル(2018年)、一人当たりの名目GDP (per capita nGDP)は約4万ドル(2018年)。¹決して「悪い数値」ではない。にもかかわらず、世界経済フォーラム World Economic Forum のグローバル・ジェンダー・ギャップ報告書 Global Gender Gap Report のジェンダー・ギャップ評価では、日本のジェンダー・ギャップは広がっているという。女性にとって以前より住みにくい国になりつつあるらしい。納税者としての女性が、なぜ、ジェンダー・ギャップ指標が示す実態改善のための答えなのか。

ジェンダー・ギャップ報告書によれば、日本の順位は下がる一方である。とはいえ、報告書が初めて公表された2006年には115国・地域が対象であったのに、最新の2020年報告書(2019年12月)では153国・地域が対象なので、単純に順位を比較しても「ジェンダーに関する世界の中の日本の位置」が正確に反映されるわけではないので、百分率で示して見た。「世界で何位」ではなく、「世界の国々の上位10%に入る」とか、「真ん中・・・中間値(50%)である」とかという指標に換算してみたところ、これまでもほぼ上位70%／下位30%にあり、2019年の121位は下位20%をころうじて免れていることがわかる。



¹ World Economic Forum, Global Gender Gap Report 2020 (December 2019), p. 201 参照。

報告書は、絶対的基準でのジェンダー・ギャップ比較も可能にする。パリティ(男女対等)であるならば 1.0, 不平等が著しければかぎりなく 0 になるというジェンダー・ギャップ・スコアを見ると・・・。



順位だけでなく、実態としても、日本のジェンダー格差は、さまざまな立法や政策にも関わらず、それほど改善しておらず、多くの国や地域の後塵を拝している。足を引っ張っているのは政治指標(議員、閣僚、元首の女性比)であるが、経済指標(労働市場への参加や賃金格差、管理職や専門職の女性比)でもギャップは大きく、教育指標(高等教育や専門分野別の女性比)や健康指標(健康寿命など)も決して「良く」はない。スコアを改善し、順位を上げるのが、日本にとってこれほど難しいのはどうしてなのか? ジェンダー・ギャップが縮まらない特殊な事情が日本にはあるのだろうか?

日本では、参政権や労働における男女同一賃金規定、相続における平等など、法的な平等保障が 1940 年代から存在しているだけでなく、1994 年に内閣総理大臣官房に設置された男女共同参画室を、2001 年には中央官庁再編の中核にある内閣府の男女共同参画局に改組したことで、日本のナショナル・マシナリイは強化された。さらに、外交課題に関しては、2014 年に外務省総合外交政策局に女性参画推進室が設置、組織体制としてジェンダー主流化が図られている。その間、1999 年には男女共同参画基本法を制定、それ以前にも 1972 年から勤労婦人福祉法の「育児休業等育児に関する便宜供与」の規定を発展させた 1992 年の育児休業法、1995 年の育児介護休業法は、度々、改正を重ねてきた。「女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍」することの重要性を強調するため、2015 年には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立しており、制度を見る限り、「ムチ」ではなく、「アメ」を利用した積極的な女性活躍を奨励する姿勢がはっきりしている。

他の国や地域との違いが顕著な政治分野に関しても、女性のエンパワーメントを推進するため、2018 年には政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が公

布・施行され、衆議院、参議院、地方議会の選挙において、候補者の数が男女に関してできる限り均等となることを目標として、政党などに自主的な取り組みの努力を求めることになった。法律施行後の2019年の参議院選挙では女性候補者の数は増えたものの、全体としては28.1%、当選した議員の女性比率は26.9%であった。² 法律が制定され、制度が構築されても、それだけでは女性のエンパワーメントには結びついていない。なぜなのか。たとえば首相が育児や介護といった無償のケア・ワークに関わるようになれば違うのだろうか？ 授乳室や託児施設が整備されたならば、一般的な就労と同じように女性が取り組む際のハードルが低くなるのだろうか？ 地盤、看板、靴が必要という不透明な慣行がまだまだ存在しているせいなのか？ 女性がなりたがらないのは政治に関心がないから？ それとも、女性が政治の世界に入るのを妨げる「ガラスの壁」があるから？ 『女性に向かない職業』³という人々の無意識の思い込みのせいで、入りたいという女性たちが、男性よりも多くの困難に直面しているのだろうか？

疑問は政治分野に限られない：以前よりも多くの女性が労働市場に参加した後、撤退せず、いわゆるM字カーブは目立たなくなっているけれども、正規労働者の割合が減少している。なぜなのか？ 初等中等教育は普及しているのに、高等教育を受ける女性、専門職に就く女性が増えない。なぜ、女性たちは専門職を積極的に選択しないのか？ 日本の社会においては、多くの女性が（全く労働市場に参加しないわけではないにも関わらず）被扶養者になるという選択をするのが「常識」になっている。税制度が、企業などの賃金体系が、社会の諸々の制度が、そのような選択をするよう、人々の行動を「そっと後押し nudge」している。決して多数派ではないにも関わらず、あたかもそれが常識であるかのように提示される「標準的」な家族像の呪縛に絡め取られると、他に選択肢は存在しないような気にさせられてしまうらしい。それは、女性の進学率の地域格差を存続させ、同一価値労働同一賃金という考えの普及を阻み、合理性のない賃金格差を放置する政策を温存して、女性たちの生涯所得に影響を及ぼしており、最終的には高齢女性の貧困化の一因となっている。Women's Empowerment as Taxpayers 納税者としての女性を考えることはこれまでのサイド・イベントの企画を発展的に継承し、同時に、北京宣言と行動綱領の実現のためには、避けることのできない、そして、CSW64 にふさわしいテーマなのです。

² 詳細については、辻村みよ子・三浦まり・糠塚康江編著『女性の参画が政治を変える』（2019）参照。

³ 1972年、P.D. James は An Unsuitable Job for a Woman で、探偵事務所を相続したコーデリア・ 그레이の奮闘を描いた。小泉喜美子が『女には向かない職業』として1975年に翻訳し、早川・ポケットミステリ No. 1235 として出版され、現在は文庫となっている。

要約すると

- CSW64 は第 4 回世界女性会議で公表された北京宣言と行動綱領とその後の進捗状況報告に照らし、ジェンダー平等の実現を妨げているのは何かを、あらゆるレベルにおいて調査、検討、評価し、2030 年までの 10 年で実現するために開催されることになっていた。
- 日本の場合には、他の国よりもさらに、ジェンダー・ギャップ解消を困難にする事情があるようであり、女性が被扶養者になるという選択、納税者としての女性は例外という認識を「そっと後押しする」制度、社会常識となっている無意識の偏見の存在が大きな問題のように見える。

女性と納税について、他の国ではどう考えているのでしょうか？
フィンランド、パキスタン、スウェーデンからのパネリスト
(国連イベントはアルファベット順)

サイド・イベントとしては、日本における状況だけでなく、他の国々や地域における状況を共有することで、制度や仕組みだけでなく、実際に成果を実現できる「良い慣行」から学び、問題を理解し、解決への道筋を明らかにすることが有益だと思われる。(パネリストへの依頼の文章 資料 6)

そこで・・・

市民としての教育

・ 納税が市民として重要な役割であるとすれば、女性が相対的に活躍している国や地域では、納税者としての女性の役割について、どのように考えを共有しているのかを知りたいという観点から、フィンランドの社会保障保健省ジェンダー平等局長の Ms Tanja Auvidene と、スウェーデンの雇用省ジェンダー平等局次長である Ms Lenita Freidenvall とに、パネリストとしての参加を依頼し、快諾を得た。

女性の経済的自立

・ 女性が自立できるよう働くことが納税者の第一歩ということで、パキスタンの織物訓練機構 Pakistan Knitwear Training Institute の責任者である Mr. Muhamad Tayyab Mir に、パネリストとしての参加を依頼し、快諾を得た。(Mirさんは、早々とパワーポイントの資料も提供している。資料 7)

・ 女性が被扶養者になるよう「そっと後押しする」ので、女性を納税者と考えにくい日本社会の制度と、無意識の偏見について、国際婦人年連絡会世話人の紙谷雅子が、司会を兼ねて基調報告をするという企画を立てた。

そして・・・

日程は第1週目の木曜日、3月12日の最初のセッション。

前のセッションに参加した人たちがいないので、入室の混乱はない。

場所は国連総会会場ビル Conference Room 8 (資料 8)、収容人員は96名。

ほぼ100名という部屋の規模は理想的・・・と、期待は高まるばかりです。

イベントの看板も、コメント・シートも準備しました。(資料 9)

II. Women's Empowerment as Taxpayers:
Breaking the Mold of Dependency and the Unconscious Bias in Gendered Society

女性、納税者になる

ジェンダー社会における依存と無意識の偏見の鋳型を壊そう！

1. 1995年、第4回世界女性会議と北京宣言が出発点

1995年の北京宣言では「女性のエンパワーメント」という表現が頻出する。

北京宣言 (内閣男女共同参画局にある日本語訳)

我々、第4回世界女性会議に参加した政府は、国際連合創設50周年にあたる1995年9月、ここ北京に集い、全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発および平和の目標を推進することを決意し、

7. 無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント(力をつけること)を更に進めることに献身し、また、これには、現在および次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力および連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。

私たちは、以下のことについて我々の誓約(コミットメント)を再確認する。

12. 思想、良心、宗教および信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメントおよび地位向上、したがって、女性および男性の個人的または他の人々との共同体における、道徳的、倫理的、精神的および知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その完全な潜在能力を社会において発揮し、自らの願望に従って人生を定める可能性を保証すること。

私たちは、以下のことを確信する。

13. 女性のエンパワーメントおよび意思決定の過程への参加と権力へのアクセス(参入)を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発および平和の達成に対する基本である。

17. すべての女性の健康のあらゆる側面、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、女性のエンパワーメントの基本である。

19. あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメントおよび地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強し合うジェンダー(社会的、文化的性差)に敏感な開発政策およびプログラムを含む政策および計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須である。

21. 行動綱領の実施には、政府および国際社会のコミットメント(関与)が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動のための国内的および国際的なコミットメント

(誓約)を行うことにより、政府および国際社会は女性のエンパワーメントおよび地位向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。

私たちは、以下のことを決意する。

24. 女性および女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置を取り、男女平等と女性の地位向上およびエンパワーメントに対するあらゆる障害を除去する。
32. 人種、年齢、言語、民族、文化、宗教、障害のような要因のゆえに、あるいは先住民であるために、エンパワーメントおよび地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性および少女のあらゆる人権および基本的自由の平等な享受を保障するための努力を今日からする。

私たちは、以下のことを決意する。

35. 女性および少女の地位向上およびエンパワーメントを促進する手段として、なかでも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学技術、職業訓練、情報、通信および市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受する能力を高めることを含め、女性の経済的資源への平等なアクセスを確保する。

2. エンパワーメントって？

エンパワーメントという言葉は、北京宣言の内閣男女共同参画局にある日本語訳にそのままのカタカナ語として使われているが、英文では、「権限の付与、移譲、付与」といった上から目線的なニュアンスでも、(自力で頑張るなさい・できないのは自己責任的な)「能力強化、能力開発」とも違う、そして、カッコに入った訳語「力をつける」とも違う印象を与える。多くの人が日本語にならないと苦労していることは、本来の持てる能力が「湧き出る」ように、制約要因を排除するから「湧活」という造語が作られたけれども、結局、使われていないことから、想像できる。

たとえば福田和子さん(性の健康医学財団 機関誌『性の健康』編集委員)は、本来発揮できる能力があるにも関わらず、能力開花の妨げとなるさまざまな社会的抑圧や不足から解放され、社会的資源へのアクセス、対等な存在として政治・経済・社会・文化的生活への関与、権利などが満たされることが重要であり、それぞれの人が本来自分に備わっている能力を最大限に活かし、自分の生活や環境を自分自身でコントロールする力を持つようになることと説明している。本人の能力とは無関係な制度や仕組みといった障害を撤廃する責任は社会にあるというニュアンス、カタカナのまま、普通の日本人に伝わっていますか？

英語の empowerment は、社会の周縁に追いやられてしまった人々を念頭に、人々が実力を発揮できるように環境などを整備することをいう。本来の能力に本人が気づくようにし、その才能を最大限発揮する際の障壁をなくす責務が社会にある、本人が能力発揮の機会を諦めないよう、環境や状況を社会が率先して整備することが重要という新しいニュ

アンスを、1970's に獲得している。そのための教育、経済的資源への公平なアクセス、あらゆるレベルでの政治参加、雇用、リーダーシップ、意思決定において他の人々と同等の機会を享受すべきにもかかわらず、それができないのは、それを阻む制度や社会構造（社会的抑圧、対等な存在として扱われないという社会の風潮、自分の能力や権利に気がつかない、否、気がついても諦めざるを得ない状況）のせいであるとしたら、問題は社会の方にあるという考えである。言い換えると、自分のことについて、他人が選択し、決めるのではなく、自分が判断する、重要な決定に加わることでそれ自体に意味がある。

1990's における政策決定への「参画」という表現は「参加」からもう一步踏み出して、そこに自分の見解も反映させるというニュアンスが期待された「造語」であった。それから 20 年余り、重要な会議に（審議会委員は 30% という目標を達成する目的で）何人かの女性たちが（形ばかりのアリバイとして）いるだけでなく、その意見が重要な意味を持つと評価され、最終決定に組み込まれるところまでが「参画」の意味なのだが、重要な会議に女性たちがいるのは当然ということすら、2020 年になっても忘れられている。Covid-19 に関する会議が、そして、2020 年と指摘されている大臣級の女性が 2 人しかいない 2020 年の組閣がその典型です。

ところで、北京宣言は「エンパワーメント」をどのような文脈において使っているのかを精査すると、北京宣言の文脈における「エンパワーメント」は「女性の地位向上」と組みになって使われることが多く、女性の「意思決定の過程への参加と権力へのアクセス(参入)を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加」、「経済的資源への平等なアクセス」の実現がその指標です。建前として権利を、自由を憲法や法律で「保障している」というだけでは本当に権利を行使できるのか、自由を享受できるのか、疑わしい。女性たちが実際に権利を行使し、自由を享受しようとするとき、妨げとなる障壁を打ち破ることができるよう社会構造を整備する責任は北京会議に参加した政府にあるというのが、北京宣言の趣旨なのです。¹

つまり、政治経済社会の指導者に女性がとても少ないのは、指導者という役割が女性には向いていない、女性の努力が足りない、経験が不足している、要するに女性の側に問題があるのではなく、制度が十分に整備されていない、制度を整備してもそれが適切に機能できないような仕組みや運営がなされている、それが無意識の偏見であると、すでに 1995 年段階で指摘していたことになる！ でも、このメッセージが日本の社会に届いているのか、大いに疑問である。日本政府も代表団を派遣した北京会議での宣言であることから、北京宣言を真剣に受け止めた日本政府は「基本法があります」、「2020 年までの達成目標、5 年基本計画と毎年の重点方針を策定しています」と、『第 4 回世界女性会議並びに北京宣言および行動綱領採択 25 周年記念における包括的政府報告』に公表している。が、「成果目標」がどこまで達成されたのかは、よく分からない。そもそも「エンパワーメント」という言葉は、問題は障壁を除去しない政府にあると指摘する趣旨なのだが……。

¹ 2020 年 3 月 9 日に採択された CSW64 の政治宣言も、各国の大臣や代表がその趣旨を再度確認し、認識し、強調し、今回が初めてではないことを指摘している。

Empowerment は、日本語になりにくいから、カタカタのままなのだろうか？ カタカナのまま、日本語に導入されるのは、第 1 に、現象はあったが、問題意識がなかったのも、その現象に該当する日本語が、ぴったりの造語がこれまで誰も思いつかなかったから。たとえば、職場における女性に対するハラスメントについて、「そんなことは当たり前」だったので、雇用する側がやめさせなければならない問題として意識されていなかった、被害者は仕事を続けたかったなら、ただただ我慢するだけと、男性優位社会で活躍してきた先輩たちは言う。でも、それで仕事の効率に負担がかかり、優れた人が意に反して辞めることになったと指摘すると、「あっ！ 確かにそう！」と反応するのは、問題が問題として意識されていなかったからということになる。言葉がなかったのも、現象が見えなかった例である。

2020 年の問題は、力関係を背景にした職場におけるハラスメントという現象が、すでに 1980 年代、問題であると指摘されつつも、今も、なくなったという話は聞かないこと。でも、それが問題と認識されるようになり、立法が導入され、国際条約の対象となっているのは、男性優位社会が変化している証拠ともいえる。

第 2 に、カタカナのまま、日本語に「させられている」のは、社会には言葉に対応する現象がないので、それを指し示す言葉がその時の日本語にはなかったのも、止むを得ず、よく分からないけれども、そのままカタカナ語として受け入れる。過去においては、それでも日本語にする努力がなされていた。たとえば、1869 年から 1874 年にかけて、箕作麟祥がフランスの諸法典を全訳し、動産、不動産、権利、義務、憲法など、法律に関する言葉を「造語」したという史実がある。これらは概念に先立って言葉が誕生し、150 年後の今日、普通の人にも違和感なく使われているが、当初は、実感の乏しい紙に書かれた文字でしかなかったかもしれない。現象がもともと存在しない場合には、言葉を当てはめようとしてもピッタリせず、ピンとこなかった。このようなときには、造語を工夫したところで、元の言葉の含有する内容が本当に伝わるかどうかは疑わしいといって、日本語にする努力がだんだんと蔑ろにされることがある。カタカナ語は、分かる人だけが本当のニュアンスを知っているという、排除の道具となりがちであった。そして、いつごろからか、新しい現象を説明するのに、音だけがなんとなく似ている「カタカナ語」を利用し、日本語の一部として使用する例が急増した。職場における女性を同じ職場で働く同僚としてではなく「花」に例える環境では、彼女に対するいじめや嫌がらせの焦点は女性であることに向けられがちで、同じ仕事をする人間として評価していないこと、例えば嫌がらせのせいで生産性が著しく低下しても、職場の環境を悪くしているいじめの張本人の責任、そして、それをしっかり監督していない管理者の責任という風には把握されていなかった。1989 年には「セクハラ」が流行語大賞に選ばれたが、その時点で「セクシュアル・ハラスメント」は性的なニュアンスを帯びた陰湿ないじめであり、露骨な嫌がらせであるにも関わらず、カタカナ語であったために、かるーく取り扱われただけで終わり、今日まで禍根を残している。

カタカナ語の氾濫は

- ・ 実態がよくわからないから適切な日本語、漢字表現にすることができない
- ・ 実態を理解しないまま、相手を煙に巻くため…専門性のある知識に基づいているかのような印象を与えるため…虚偽威し…知的怠慢

・「カタカナ語」のまま使うことで、同じ概念が複数の分野で活用されていても、分野横断的な場面で言葉の造語機能が発揮されていない・・・日本語の造語能力がやせ細りつつある。

というわけで、「エンパワーメント」は、日本語に該当する概念が存在しないだけでなく、多くの人が内容を理解しないように、カタカナ語になっているように見えませんか？ つまり、男性から女性への上から目線を内在化している日本語には、女性が自分の場合も含め、「判断」し、「決定」するという現象を表すのにぴったりで適切な言葉が乏しいように思われる。

「エンパワーメント」が英語としても新しい意味を獲得した背後にあるのは、周縁化された人々の主体性を重視するという考えであり、具体的には「ジェンダー化した社会」への警告である。女性がパワーを十分に発揮できないのは、女性個人のせいではなく、社会的構造的な障壁が存在するからであって、そのような障壁を温存している社会は女性の「エンパワーメント」を妨げている、女性だけでなく、全ての構成員にとって生きにくい社会になっているという指摘である。

日本語の「エンパワーメント」には、その人本来の「能力」発揮を妨げているさまざまな要素を除去する責任が社会にあるというメッセージがきちんと込められているのだろうか？ 伝わっているのだろうか？ むしろ、社会で活躍するためには、女性が頑張るはず。能力開花の責任も、環境整備の責任も、女性本人にあるというニュアンスが、感じられる。

女性たちが自分で決めるのが「エンパワーメント」！

1876年以降の日本において、女性たちは一人の人間として取り扱われていなかったの、自分のことを自分で決めるのは大変難しかったということがいえる。1946年以降の日本において、女性たちは女性であるという理由で、男性と同等の教育の機会を奪われることはなくなり、参政権を行使して投票し、公職にも立候補し、法律上の権利能力が認められたことから契約を締結するなど主体的な存在になり、財産を取得保有処分することができるようになった。もちろん、法律上、「できる」ようになったことと、多くの女性たちがその権利を当たり前のこととして、実際に行行使する状況があることは別である。

たとえば、女性が働く際に、父や夫の同意は、法律上、必要ではありません。でも、非公式にであれ、親や配偶者の了承を得ることを重視する、あるいは、重要だと考えている人々は少なからずいるようである。大変な仕事を依頼する際に、配偶者に了承を求める、配偶者の同意があることを(それとなく)確認するという風潮は、現在でも、平等という価値を理解しているはずの法律家の間でも、存在します。

女性たちが「権利の上に眠っている」から、同意なしに判断し、決定することができるのにしないから、権利があるのに使わないから使えなくなってしまったからでは、絶対に、ない。(この発想自体、責任を女性に転化しているという問題がある。)

政府が責任をもってさまざまな障壁を除去すべきということから、世の中が変わって、女性たちが本来の「力」を発揮することを妨げているさまざまな要素、社会構造や社会慣行などを、誰かが除去するまで待っているということも、エンパワーメントのイメージではない。何が妨げになっているのか、どうしたら効果的に、効率的に、障壁を除去できるのかを積

極的に訴え、多くの人々が自らの本来の「力」を発揮できるように政府と共同戦線を張ることも、エンパワーメントの一面である。女性たちは「そっと後押し」され、それを社会が期待する選択だと信じた結果、十分な生涯所得を確保することが難しく、高齢になった時の貧困不安を払拭できないでいるという。女性たちを扶養される方向に「そっと後押し」する制度が前提としている社会に蔓延している無意識の偏見を明らかにして、常識という目隠しで隠されているけれども実際に存在する選択肢を理解した上で、判断し、決定する。そんな女性を勇気づけ、一緒に行動する男性を支援する方向に社会を動かしていくことも、エンパワーメント実現のステップである。

北京会議の前に、ウィーン会議があった！？！

私たちは、つい、1995年の第4回世界女性会議、北京会議に注目しがちだが、1993年、ウィーンで世界人権会議 World Conference on Human Rights があった。冷戦の終結は、東西陣営の対立によって停滞し、歪められていた国際社会における政策形成を、イデオロギー対立を超えた参加と協議を通じて実現し、みんなで「世界を変える」という機運を盛り上げたが、実際には、1992年、リオ・デ・ジャネイロの「環境と開発に関する国連会議」、1994年のカイロにおける「国際人口開発会議」、1995年、コペンハーゲンでの「社会開発世界サミット」と北京での「世界女性会議」などで、各国政府がさまざまな「変化」に乗り気ではないことが明らかになったといわれている。人権に関していうならば、政府こそが人権を侵害している主体であることが多いという認識の共有は、NGOs が積極的に関与することの重要性を明らかにした。

ウィーン宣言の重要なポイントは、人権は1つの権利だけを他の権利から切り離すことはできない(不可分性)、他の権利を無視して1つの権利だけを実現することができない(相互依存性)、全ての人権は相互に関連している(相互関連性)、つまり、人権は地球のあらゆるところで誰にでも共通の関心事 a global common interest という認識の共有であった。これをきっかけに、国連総会では1993年、国連人権高等弁務官が設置され、NGOs が国際会議において大きな役割を果たすようになったのである。

ウィーン宣言は、(人権についていろいろと大切な指摘をする中で・・・)

18. 女性及び少女 girl-child の人権は、譲り渡すことのできない inalienable、不可欠にして integral、不可分な indivisible な普遍的人権の一部である。国家的、地域的及び国際的レベルにおける政治的、市民的、経済的、社会的及び文化的な生活への女性の完全かつ平等な参加、並びに性を理由とするあらゆる形態の差別の根絶は、国際社会の優先的な目的である；

性差を理由とする暴力及び、あらゆる形態のセクシュアル・ハラスメント並びに搾取は、文化的偏見及び国際的売買から生じるものを含めて、人間の尊厳及び価値と両立せず、撤廃されなければならない。このことは、経済的及び社会的発展、教育、安全な母性および健康看護並びに社会的扶助のような分野における、法的措置と、国家的行動および国際協力を通じて、達成することができる；

女性の人権は、女性に関するすべての人権文書の奨励を含めて、国際連合の人権活動の不可分の一部を構成すべきものである；

世界人権会議は、政府、機構、政府間組織及び NGOs に対して、女性および少女の人権の保護及び助長のための努力を強化するように、要請する；

と、女性の権利を積極的に規定し、

さらに具体的に、女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント、搾取と人身売買を廃止すること、女性の権利に有害な伝統や因習、文化的偏見や宗教的見解について、廃絶することを求め、武力紛争時における女性の蹂躪が国際人権法、国際人道法の原理を蹂躪すると、効果的な責任追及を要求し、その成果として、国際刑事裁判所が設立されることになりました。各国政府に対しては、CEDAW の選択議定書批准も求めた。北京会議は、ウィーン宣言をより具体的実現すべく、各国政府に、そして、あらゆる人々に、めざすべき目標とそれを達成する仕組みを提案した。

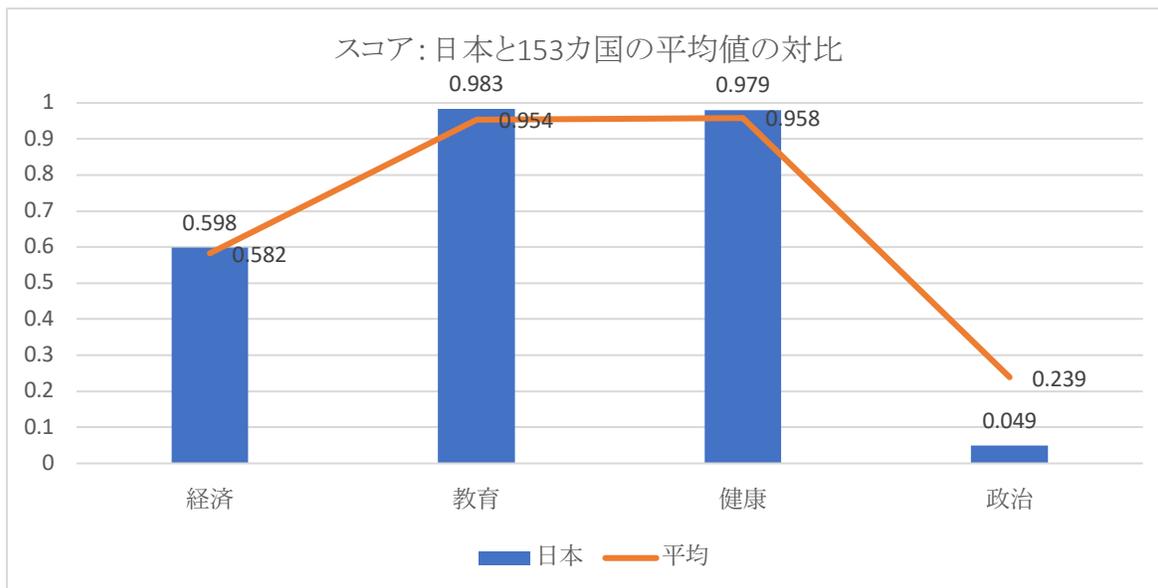
女性たちは、扶養され、保護されるけれども、自分では選択しない、判断しない存在としてではなく、人として、政治的、市民的、経済的、社会的、文化的な生活において活躍する、そのような実力が備わっている。それを妨げているのは、法律？ 制度？ 社会の仕組み？ 自分たちも気がつかない「ガラスの天井」を作り出す、常識という名前の無意識の偏見？

3. エンパワーメントを現実にするには・・・ Go to School. Be financially responsible, Work hard.

アメリカン・ドリームとは、どのような生まれであっても、努力すれば夢は実現するという、きわめて楽天的なアメリカ人の発想の土台にある考えである。重要なのは「夢は自然に実現する」ではなく、「努力すれば」であって、親は、大人は、『学校に行って、経済的な責任を果たし、真面目に働こう』と、子どもたちに言う。学歴社会だから、自己責任を重視するから・・・そんな説明もあるが、教育と経済的自立と勤労が重要というのは、女性のエンパワーメントにも共通する。でも、それは個人の努力の問題ということではない。努力を妨げている障壁をしっかりと認識し、その廃絶を目指すという土台構築が女性のエンパワーメントになる。

すでに、8 頁でも指摘したように、最新の世界経済フォーラムのグローバル・ジェンダー・ギャップ報告書 2020 の日本の順位は 153 カ国中 121 位。エンパワーメントという観点から、自分で、自分に関わることを判断し、決定する指標として、さまざまな政策方針の形成と決定過程における女性の存在を、経済における関与と機会 (115 位, 0.598)、教育達成 (91 位, 0.983)、健康と生存 (40 位, 0.979) — 健康において重要な、自立した生活のための健康寿命は、日本に関する限り、平均寿命よりも 10% 以上短い)、政治的エンパワーメント (144 位, 0.049) と分類している。健康以外の順位は芳しくないが、153 カ国の平均スコア (経済: 0.582, 教育: 0.954, 健康: 0.958, 政治: 0.239) は、政治以外、それほど日本とかけ離れているわけではない。

図 1



自分で判断し、決定する能力を取得するには、質の高い教育が不可欠である。女性の識字率は99%(1位)だが、中等教育就学女性/男性比は0.95(128位)、しかも初等および高等教育就学女性率は空欄、自然科学・技術・工学・数学 Science, Technology, Engineering, Mathematics (STEM) 分野への女性進学率などは不明となっている。(基礎となる統計情報はあるのに、検索したならば容易に利用できるような形で、ジェンダー統計が公表されていないという問題が日本のグローバル・ジェンダー・ギャップ指数を一段と低く見せているとしたら?あるいは、データはあるけれども簡単には利用できないので、このような場面で活用できない?確かに、日本ではジェンダー統計の重要性、正確なデータに基づく分析と政策立案・評価の関係が十分に認識されていない。)

文部科学省の「学校基本調査」を利用して、グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書にかけている情報を補充すると、女性の4年制大学進学率(全国平均)は50.7%で、男性より5.9%低い。²しかし、より深刻な問題は地域格差である。女性の4年制大学進学率が70%を上回るのは東京都だけ、60%を上回るのは京都府、7府県で50%を上回り、16県では30%代にとどまっている。男女差を見ると、東京都と徳島県だけ、女性の進学率が男性の進学率を上回っている。北海道、埼玉県と山梨県では男女進学率の差が10%を超え、男性が4年生に進学しても女性は4年制大学にはなかなか進学しない傾向が顕著である。³このようなデータがあっても、日本において女性たちは男性と同等の教育の機会を享受していると胸を張って言えるのだろうか。女性の進学率にはっきりした地域差(東京

² 学校基本調査年次統計総括表進学率(2019年速報値)によると、男性の4年制大学進学率が50%を超えたのが2005年、女性が50%を超えたのが2018年である。この数値では教育に関するジェンダー・ギャップに関する順位はさらに低くなるかもしれない。

³ 学校基本調査(2018年)から作成した資料10を参照。

都は 73.17%，鹿児島県は 34.11%で、差は 39.06%）があるということ自体、4 年制大学進学において個人の能力とは無関係な障壁の存在が疑われる。

4 年制大学進学率の都道府県格差とジェンダー

女性の 4 年制大学進学率の都道府県格差についての、国立教育研究所朴澤泰男の分析⁴によると、地域間格差には女性にだけ強く作用する要素がある。従来から、地域の社会経済特性(所得水準や職業構成、学歴水準)との関連性はそれほど強くないが、地元の大学収容力と女性の県内進学率との関連性は強いとの指摘があった。男性の場合には大卒労働需要が大きいと進学率が高い(その地域での学歴賃金格差が大きいほど進学率が低い!)という関係が成り立つ。実際には学歴賃金格差が大きいと、県外進学と(地元には戻らず)賃金の高い地域での就業を選択する。この関係は、若干程度は弱いながら、女性に関しても存在する。

女性の場合には 25～29 歳、30～34 歳の労働力率の高さと学歴賃金格差が大きいことと 4 年制大学進学率には関連性があり、先行世代の就業状況が自らの就業状況可能性に投影され、進学決定に有意な影響をもつ。35 歳以降、(子育てのために)一旦離職すると、正規労働者として労働市場に再参入することが難しいという前提との関連で、35 歳以降の「家庭・家計」に関わる教育投資＝大学進学の有効性評価は難しい。大学進学だけに絞ると、親の家計所得も本人の学力も進学率、県外進学率に対して正の関連性がある。(個人差のある家計所得や学力をコントロールした上でも)地域の 45 歳以降の正規就業率が高く、就業機会(家庭・家計への貢献度)が大きいほど、進学率も、県外進学率も高くなる。単純化すると、高学歴で継続的に正規労働者として働く女性たちが周囲に多くなると——高額な教育投資(費用)に照らしても、学歴による賃金格差(便益)、配偶者がともに高所得であることが多くなる家計収入の格差(便益)、配偶者がともに同じように働くことで性別役割の変化と選択肢の多様化(便益)がもたらされ——、4 年制大学への女性の進学が促される。

エンパワーメントのための質の高い教育の指標として 50%を越すという女性たちの 4 年制大学進学率を用いることに、若干の心許なさを覚えないわけではないけれども、女性の大学進学率は「大学卒業後の働きやすさ、その地域での就業支援体制の整備状況」についての高校生たちの認識に左右される、つまり、大学進学率の地域差は女性の働きやすさについて、高校生たちがどのように受け取っているのかを示している。女性にとっての働きにくさは、個々の女性の資質や努力で解消できることではなく、女性たちが本来の「力」を発揮することを妨げているさまざまな要素、社会構造などがまだまだたくさん残されていると、学力や家計所得とは別な抑制因子として働き、4 年制大学への女性進学率はなかなか上昇しない。

⁴ 朴澤泰男, 女子の大学進学率の地域格差, 教育学研究第 81 巻第 1 号 14 頁(2014) 参照。

高等教育と女性の進学率

女子大生に関する話題、女性の進学率に関するニュースや大学で見かける女性比率から、女性の高等教育進学率が高いという印象があるかもしれない。OECD などの統計における tertiary education は学士、修士、博士という学位を前提としているが、日本の統計では、最終学歴が高等学校ではない・・・中等教育終了後直ちに労働市場に参加せず、職業訓練を受けることも後期中等教育終了後の教育課程 post-secondary education に「進学」と評価し、高等教育に算入する。その結果、女性の4年制大学への進学率は50.1%であるが、短期大学の8.3%、専修学校の26.2%を加え、84.6%が高等教育を受けていると公表されることになる。⁵

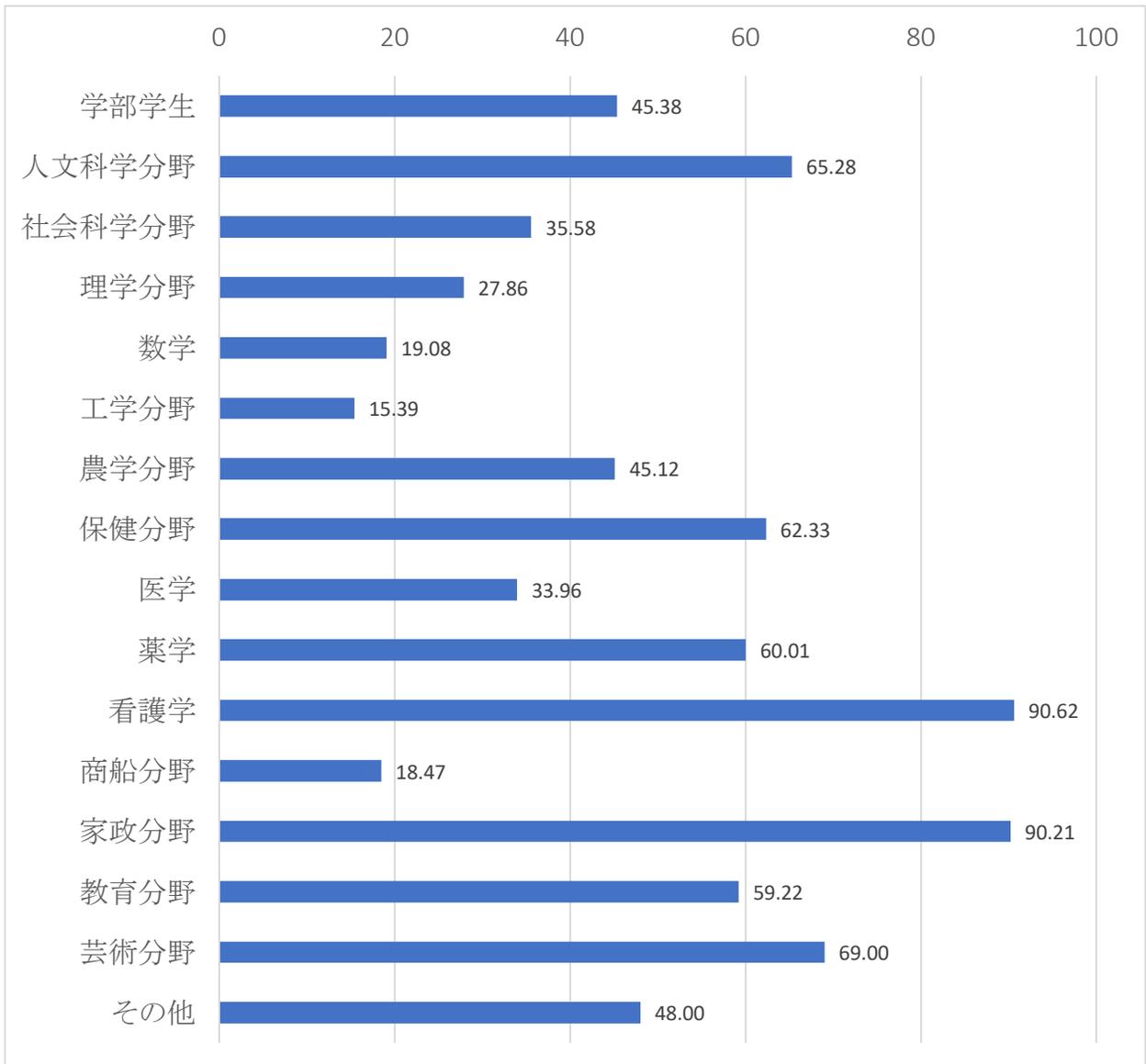
女性がSTEMを選択しない・・・のではなく、男性もSTEMをなかなか選択しない？

4年制大学に進学した女性の専攻分野の分布に関し、科学・技術・工学・数学 Science, Technology, Engineering, Mathematics (STEM)分野の学部における女性の割合を、S+M≡理学(27.8%)とT+E≡工学(15.0%)であると、『男女共同参画白書 令和元年版』は看做している。問題は2つ:S+M≡理学とT+E≡工学という分類基準でいいのか、そして、27.8%と15.0%という数値はそれぞれの学部における在籍学生の中の女性の割合であつて、女性進学者全体における(理学+工学)分野を選択する割合、つまり、女性たちが大学に進学するときどの専攻分野を選んでいるのかについての情報ではない。

『学校基本調査 令和元(2019)年度』から、それぞれの専攻分野別の女性比と、学生全体に占める専攻分野別の比率とを調べて見ると、男女を問わず、(人文科学+社会科学+教育)分野だけでほぼ半数をであることがわかる。女性だけでなく、男性の多数派も、「理系」ではなく、STEM分野を選択してはいない。

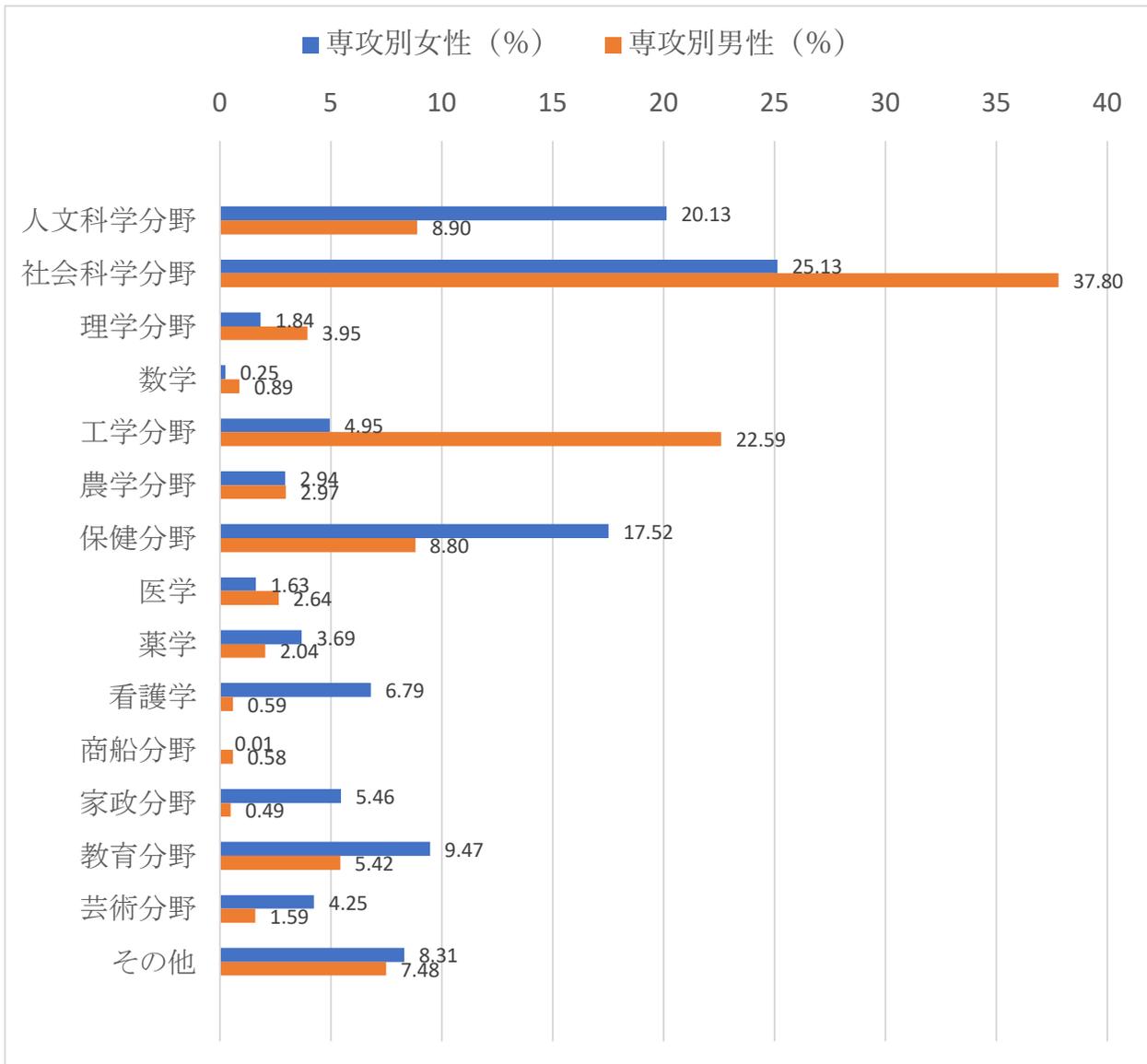
⁵ 内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書 令和元年版』女子の進学率の推移参照。
この点に関し、OECD『図表で見る教育 2019年』は日本について、「日本の高等教育修了率の高さは、短期高等教育課程によるところが大きい。2017年時点で、高等教育初回入学者の3分の1以上が短期高等教育課程に入学し・・・約3分の2は学士課程に入学した」、「2017年時点で、学士課程への初回入学者に占める女性の割合は45%であつたのに対し、短期高等教育課程ではほぼ3分の2が女性」、「博士課程における女性修了者の割合は全体の3分の1以下・・・OECD平均は47%」と指摘する。

図 2 それぞれの専攻分野における女性比(%)



同一分野に関して、女性が男性よりも多く在籍するのは、芸術分野(69.0%)、人文科学分野(65.3%)、家政学分野(90.2%)、看護学(90.6%)、薬学(60.0%)などを含む保健分野(62.3%)と教育分野(59.2%)である。しかし、この数値からは、女性のなかである分野を選択する人が多いか、少ないかは、わからない。

図 3 学生全体に占める各専攻分野別百分率 男女別(%)



女性が多く、進学分野として選択し、在籍しているのは、社会科学分野(25.1%)、人文科学分野(20.1%)、そして、保健分野(17.5%)である。単純に多くの女性が「文系」を選択しているから、STEMを専攻する女性が乏しいわけではない。PISA 2018 への回答(24頁 注6)が示すように、「理系」の場合における保健分野≒医療関係者の可視性が、科学者、技術者、ICT関係者イメージを圧倒している。そして、STEM教育の中に医学も、公衆衛生等の保健医学も、薬学も、経済学も家政学も入らないのは、社会における現在のこれらの分野の実態認識に問題があるようにも思われる。

社会が本気でより多くの女性にSTEM分野、おそらくは将来性のある工業／製造業／建築業と情報通信技術領域での活躍を期待しているとしたら、そのことは教育界に、生徒たちに、そして、その保護者たちにも、全く伝わっていない。たとえばOECDの15歳を対

象とする国際生徒評価プログラム Programme for International Student Assessment (PISA)2018 は、他の国や地域には顕著とはいえない数学的リテラシー評価における日本の場合の男女間の差が大きいことと、2009 年と比較した女性の読解力の低下を指摘する。中等教育の段階から、4 年制大学に行く可能性を狭めるような影響が女性には働いているのだろうか。PISA の調査は、レベル上位層の生徒の将来の職業イメージにおける男女間のギャップという形で、社会におけるジェンダー・ステレオタイプが若年層にまで浸透していることもうかがわせる。⁶ 都道府県における 4 年制大学への進学率が身近な高学歴で継続する正規労働者である女性たちの存在に影響されているという朴澤分析も、女性の教員が理数系科目を担当した場合、生徒たちの理工系進路選択率が高いという『男女共同参画白書 令和元年版』の指摘⁷も、ロール・モデルの重要性を示唆する。大人たちの偏見が次世代の選択を左右しているとすれば、まず、問うべきなのは社会の「常識」ということになる。

4. なぜ、「学校に行こう！」なのか。エンパワーメントを現実にするには社会に対する経済的責任を果たすことが重要。

学歴が生涯所得を左右する重要な因子であるので、高等教育を受ける機会が等しく提供されていないと、経済的な裏付けを伴う選択の機会の不平等が世代を超えて継承される傾向が顕著になっている。高等教育の学費高騰だけでなく、高等教育と職業選択についての情報と大学に入るための支援体制の偏在のせいで、一生懸命、真面目に努力しても、脱工業化した社会に必要とされる高等教育に手が届かない人々と、努力せずに変化する社会に適応する基礎を高等教育を通じて習得する機会に恵まれる人々との間の溝が大きくなりつつある——1970 年代には中等教育、つまり、高校を卒業したならば十分対応できる類の仕事が 4 分の 3 もあったのに、2020 年代には仕事の 3 分の 2 は何らかの高等教育が必要になっている——社会はより高い学歴、高等教育を求めている。しかも、学歴の違いがますます大きな所得格差をもたらしていると、ジョージタウン大学教育と労働力センターの報告書は指摘する。⁸

日本でも、親の所得階層が子どもの学歴に影響するだけでなく、子どもの所得階層に影響することや、学歴だけでなく、大学間格差、受験における数学の選択、英語能力も所得

⁶ レベル上位層の生徒に尋ねたところ、30 歳で、技術者や科学者として、医療関係者として、ICT 関係者として働いていることを期待する女性はそれぞれ 3% (男性は 10%)、25% (12%)、1% (6%) だったという。PISA 2018 参照。

⁷ 『男女共同参画白書 令和元年度版』本編 特集 多様な選択を可能にする学びの充実 第 2 節 進路選択に至る女子の状況と多様な進路選択を可能とするための取組 1 進路選択までの環境等 (2) 教員の性別等をめぐる状況 1—特—15 図 理数教員の性別お女子生徒の分離傾向 参照。

⁸ Georgetown University, Center on Education and the Workforce, Upskilling and Downsizing in American Manufacturing (2019).

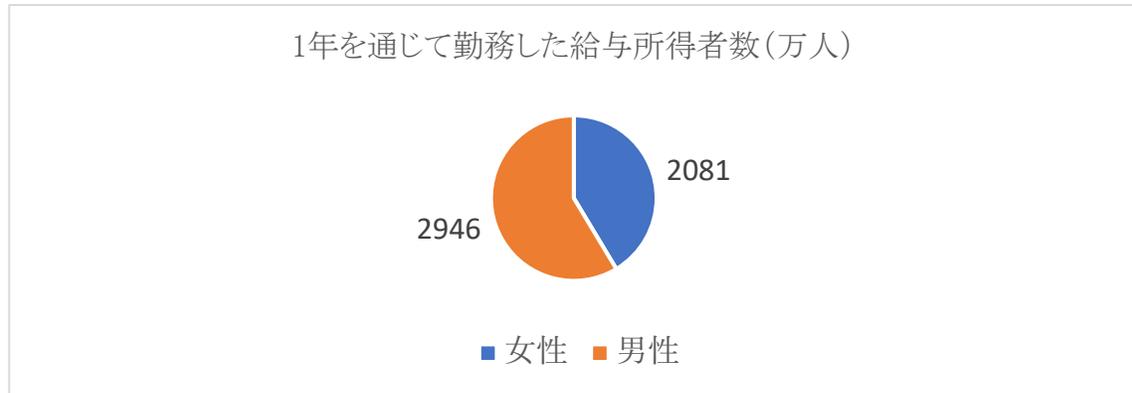
に影響するなどといった複数の研究が公表されている。平均的な生涯賃金推定においても、学歴の違いは歴然としている。⁹

女性の専攻分野としてSTEMが注目されるのは、現在のアメリカ社会において、建築、コンピュータ・統計・数学、物理学が医療関係よりも、平均的に高収入であり、自然科学や工学系の研究者には将来の展望があると評価されているという背景事情がある。研究者には将来の展望があるという判断は、明らかに日本とは異なる事情であるが、日本においても将来的にコンピュータにより「消失しない」職業に結びつくことが期待される分野においては、人材需要が逼迫していることから、その結果として、男女間の所得格差解消の可能性も視野に入れて、「リケジョ」を奨励しているのかもしれない。もっとも、現在の日本における研究者の劣悪な環境が女性研究者の増加によって改善されるよりも、(非正規労働者における男性の割合が顕著に増加しなければ、その労働環境の改善が進まなかったという現実を照らすと、)STEM研究職のピンク・ゲッター化とそれに伴う環境の一層の悪化という懸念の方が強いのも、研究職に関する限り、事実である。

⁹ 平均的な生涯賃金推定については『賃金構造基本統計調査』に基づく労働政策研究・研修機構『ユースフル労働統計 2019』、岩村美智恵「高等教育の私的収益率——教育経済学の展開——」(1996)、浦坂純子・西村和雄・平田純一・八木匡「数学学習と大学教育・所得・昇進」(2002)、松繁寿和「社会科学系大卒者の英語能力と経済的地位」(2002)、松浦司「階層・学歴・学力が所得に与える影響について」(2006)など。

国税庁『民間給与実態統計調査』は民間の給与所得者を統計的に把握した情報を公表している。2018年に関する調査によると、

図 4-1



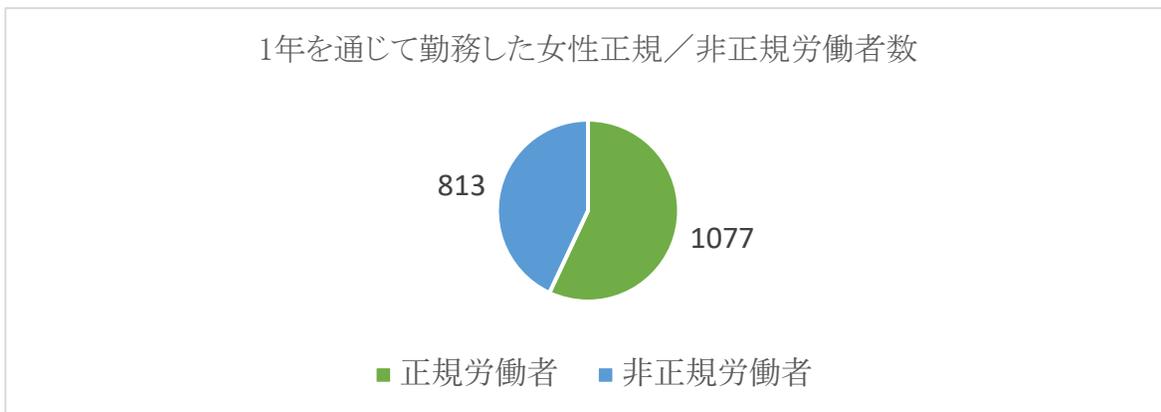
1年を通じて勤務した給与所得者の41.1%が女性なのだが、

図 4-2



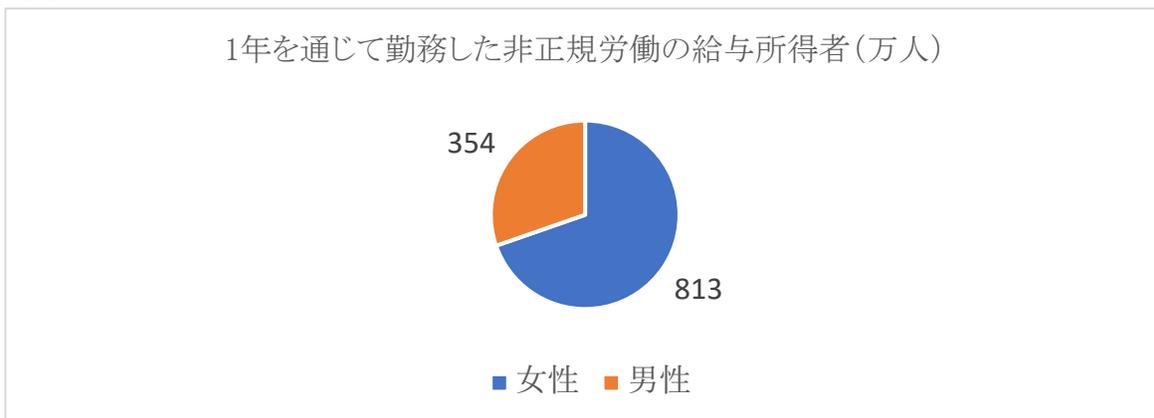
彼女たちに支払われたのは、総額の27.5%に過ぎない。女性の場合、正規労働者が57.0%、つまり、半数を超えているにもかかわらずである。

図 4-3



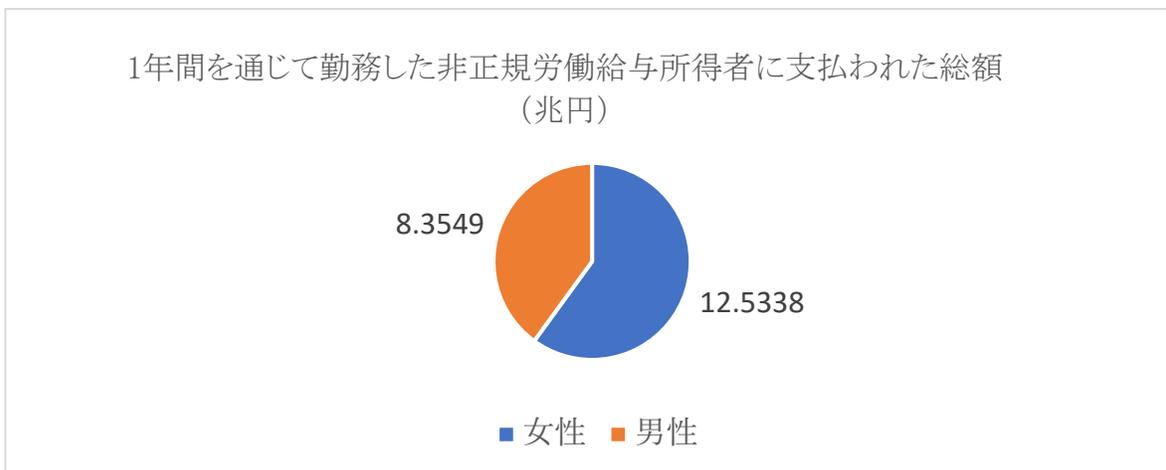
あるいは、

図 4-4



非正規労働者のうち、女性は69.7%であるにも関わらず、彼女たちに支払われたのは非正規労働給与所得者全体に支払われた総額の60.00%でしかなかった。

図 4-5



「1年間を通じて勤務した給与所得者」5026万人の85.1%にあたる4278万人が源泉徴収による所得税10兆5558億円、給与総額の5.1%を納税した。同じく、5026万人の90.3%にあたる4540万人が年末調整を行なったとのことだが、それだけでは納税者としての女性の貢献度はわからない。

ただ、1)非課税限度額である103万円を超えると税金を支払わなければならない、2)130万円を超えると被扶養者としての資格を喪失し、自ら健康保険、厚生年金等を負担しなければならない、3)税法上の配偶者控除がなくなる、4)大部分の民間企業等が、配偶者のいる従業員に対して「配偶者手当」、「家族手当」、「扶養手当」といった名称の制度を設けているので、自らの収入から税金を払わないため、社会保険等の負担をしないため、そして、配偶者のさまざまな手当受給を考慮して就業調整をし、扶養家族の資格を確保していると推定できる。以上の情報を「常識」と捉え、自分の収入から税金や社会保障

費を負担するのは(その結果、自ら、将来の年金受給額を削っているわけだが)不利益であるだけでなく、配偶者が「配偶者手当」などを受け取れないことや配偶者の所得に対する配偶者控除がなくなることも、(自分にとっての)不利益だと見做しているようである。これらの「就業調整」、つまり、本人の選択の結果、本人の生涯所得は、そして、将来受け取ることができる年金額も、非常に低額とならざるを得ない。

実は、「就業調整」以上に大きな問題が「給与階級区分 100-200万円の女性」というカテゴリニーにとって存在する。4分の3近くが「就業調整」をしていないのに、年収が200万円に届かず、それでも税と社会保障費を負担しているという事実である。こちらも、生涯所得と年金額が非常に低額であるが、本人が積極的に選択しているわけではないところに、より深刻な問題がある。

少数だが、(賃金を労働の対価と評価する?)家族手当制度のない企業や(主たる家計維持者以外は扶養家族と推定している?)配偶者の収入を問わず家族手当を支給するなど、「常識」とは異なる対応も見受けられる。これらの企業がどのような政策理念に基づいてその制度設計をしているのか、「常識」と異なる制度設計をするという判断がどのような費用便益分析を根拠としたのか、非常に興味があるところである。とくに、前者に関しては、労働環境における男女差がないのではとの期待も生じる。そして、税法上の「配偶者控除」等の仕組みや企業が独自で設けている「配偶者手当」などの仕組みがなくなると、女性たちが「就業調整」をしない「1年間を通じて勤務する正規労働」に従事するようになりそうであり、現在の男性の平均給与所得である545万円に匹敵するような収入を得るようになるかもしれない!収入増という観点からは当事者にとって魅力的であり、家計規模の増大は家事・育児・介護に対する金銭的負担増の余地を作り出し、対価を払って外注するという経済的選択を可能にする。納税者の増加と控除対象の消滅という観点からしても、国庫にとり、かなり魅力的な提案のはずである。

国税庁『民間給与実態統計調査』からでは民間企業等に勤務する勤労所得のある女性納税者が納付する所得税の総額はわからない。ここから除外されている公官庁などに勤務する(正規および非正規)公務員に関する情報や資産から生じる(不労)所得情報も検討の対象とはなっていない。本当のところ、どのくらい沢山の女性たちが、どれだけ沢山の税金を納めているのか、より正確な納税者としての女性像を知りたいものである。

1つだけ確かなことがあるとすれば、11兆651億円という給与所得に対する税額に、多くの女性は納税者として貢献しているという認識に乏しいことだけである。企業などの被備者としての女性だけの問題ではない。所得税法第56条は、個人事業者とその親族を一体の存在とみなし、親族が支払いを受けた対価も、支払った経費も、所得計算上「ない」と見做すことで、その貢献をないがしろにし、経済的な責任を曖昧にし、「家」からの独立を非常に困難にしている。

納税者としての自覚は、国家、県、市町村の予算の使い方にもっと関心をもち、無駄遣いに目を光らせ、必要と判断する分野により多くの金銭が行き渡るよう、政治過程に積極的に関わり、政治家を目指すことを多くの女性が決断する、女性のエンパワーメントに大きく貢献するはずである。さまざまな政策決定過程に関与することは、経済的な力と影響力を得るだけでなく、政治的な力と影響力にも密接に関係する。だから、女性たちを扶養家

族にとどめておきたい、女性たちにとって扶養されるのは得だという錯覚を蔓延させたのは「男の陰謀」ではないかと、ふと、考えることがある。

賃金に男女格差があり、女性の平均賃金が男性よりも低い限り、女性が男性と同額の賃金を手にするには何日か余計に働かなければならない。いわゆる正規雇用の一般労働者を基準にした賃金格差を目に見えるように、わかりやすく表現したのが、イコール・ペイ・デイ Equal Pay Day である。たとえば、2019年1月1日からスタートして、女性が手にする平均賃金の額が、男性が2019年12月31日まで働いた平均賃金と同額になるのは、2020年5月6日という。(2020年2月は29日までであるので、閏年でなければ5月7日になるのかもしれないが・・・) 20-24歳のグループでの男女の賃金の違いは(男性を100とすると)97.5だが、55-59歳になると64.0にまで広がる。平均では年齢43.8歳・勤続13.8年の男性を100とすると、平均年齢41.8歳・勤続9.8年の女性は74.3と計算するらしい。しかも、男性は20-24歳の時の賃金を100とすると、50-54歳にはその1.99倍になり、女性は同じく50-54歳でも20-24歳当時の1.33倍にしかならないので、最終的な生涯賃金も平均を取ると、女性は男性の4分の3程度という。¹⁰

男女間の賃金格差の根拠として、「常識」では学歴、離職率・勤続年数、業務経験の違いが昇進の機会を乏しくしていると説明されてきたが、2000年代になると、これらの説明は証拠に反すると、シカゴ大学の山口一男が詳細な分析に基づいて指摘している。¹¹ 例えば年功序列における若年賃金の後払いを考慮するならば、若年離職率が高いという理由はむしろ女性の賃金を高くする理由とはなっても、離職しない男性の賃金を高くする理由にはならないこと、勤続年数を比較する限り、女性が若年で離職する率は男性と比べて目立って高いとは言い難いこと、さらに女性の離職理由は家族や育児(32%)よりも仕事への不満(63%)やキャリアの行き詰まり(49%)が高いことから、能力が正當に評価されていないと判断した女性はむしろ積極的に離職してより高い賃金を目指し、現状に満足し、自己投資の必要はないと判断した人だけが不合理な低賃金でも残留するという被傭者側からの逆選択が発生しやすいことなど、「常識」が男女の賃金格差に関する説明とはなっていないことははっきりしている。

さらに、図4-4と4-5で示したように、非正規労働者の男性が1年を通じて勤務した場合、国税庁が把握している所得を100とすると、同じ立場にある女性の所得は65.25という値になる。男性が主な家計維持者だから、女性は家計維持においては補助的な役割しか果たさないから、非正規労働者であっても男性の賃金は高く、女性の賃金は低いというジェンダーを前提とする役割分担が賃金格差の根底にあるのではないかという疑いが拭えない。

¹⁰ 日本 BPW 連合会 HP 参照。

記録にある最初の1990年のイコール・ペイ・デイは8月29日、男性を100とすると60.2だったのです。この値が70を初めて上回ったのが2012年、5月31日がエコール・ペイ・デイになりました。

¹¹ 山口一男『働き方の男女不平等 理論と実証分析』(2017)参照。

しかし、現実には「男性は主な家計維持者、女性は家計維持においては補助的」という「常識」とは異なり、1997年以降、(正規・非正規を問わず)夫も妻も被傭者であるという2人所得世帯の数が、夫だけが雇用され、妻は無業であるという1人所得世帯の数を上回っており、最近はその割合は2対1に近づいている。そして、第1子出産を契機に離職して無職となる女性(47%)よりも仕事を継続する女性(53%)の割合が2010年ごろからは高くなっている。性別役割分担についての意識調査でも、2016年には男性女性を問わず、反対が賛成を上回っている。もちろん、意識があっても行動が伴うかどうかは別。未就学児のいる家庭における男性の家事・育児の負担は、男性が1時間29分、女性が7時間34分と、女性が正規労働者となり、それなりの所得を得、税金を払うのを困難にしているのは、家庭に対して経済的以外に責任をなかなか負わない男性の存在ではないのか、その大きな原因は男性の長時間労働にあるという話になる。¹²だが、実際にはそうではないかもしれない。

1995年の北京宣言で目標として掲げられた女性のエンパワーメント、自分たちで判断して、決めよう！それが実現できないとしたら、人々を取り巻く環境を整備してこなかった政府の責任であり、制度を整えたけれども実効性が乏しいならば、社会的な障壁を除去するのも政府の責任という指摘は、こと「男性が主たる家計維持者」であるイメージを固持(本音は「誇示」?)する日本に関する限り、男性は(残業代をあてにして)長時間労働も厭わず、しかるべく収入を確保するから、女性は定時には退社して家事育児介護を負担して、各自頑張るって努力してくださいという「自己責任モード」に翻訳されてしまった。

確かに、1950年代にも高等教育を受け<go to school>、男性社会の中でも卓抜した働きをし、業績を上げた、ほんの一握りの女性たちがいた。1970年代になり、女性の4年制大学進学率が10%を越す世代からは、身近ではないとしてもロール・モデルとなりそうな人が多くの分野で登場し、女性にはこんなにたくさんの社会的貢献を可能にする選択肢がある、叩けば扉は開かれる<be financially responsible>と、実証した人がかなりたくさん、いる。だが、面白いことに、彼女たちの多くはトップに立って嫌なことを我慢するくらいならばと、地位を確保するのに齷齪する男性たちよりも軽やかに次の「ライフ・ワーク」や社会貢献のために、転身していった。21世紀になると、女性たちの過半数が4年制大学に進学し、卒業するようになったにも関わらず、多くの人々は、「だから、社会が変わらなければ・・・」とは考えず、繰り返すようだが、男性は(残業代をあてにして)長時間労働も厭わず、しかるべく収入を確保するから、女性は定時には退社して家事育児介護という「二つ目の業務」を負担するという役割分担を選択する方向へと誘導されているように見える。仕組みを変えるのではなく、各自頑張るって努力する<work hard>のが、「常識」のようである。

「2020年」的に自宅でテレワークに従事していても、パソコンやカメラ、マイクロフォンを購入し、高速ネットワークを確保するなど自宅におけるテレワーク環境の整備は各人に委ねられる。個室でないとテレビ会議が適切に実施できないところを見て、自宅にいると職務に専念していないのではないか、生産性が低くなるのではないかと、企業は「就業時間

¹² 『男女共同参画白書 平成30年』参照。

の確保」を神経質に検討するが、テレワークのために発生する費用や負担には無関心。これも「自己責任モード」なのかもしれない。

京都大学の研究グループは、在宅勤務が家事や育児に与える影響についてのインターネット・アンケート調査を4月中に行い、5月に発表したと、NHKが2020年5月8日に報道している。男性にとって家事や育児の量が20%増加したのに対し、女性では35%が、とくに子どもがいる女性は40%以上が増加したと回答し、家庭内での男女の負担が在宅勤務においても等しくないという現実に関する認識がここでも明らかになった。そして、50%近くの男性が家族と過ごす時間が増えたと積極的に評価するが、同じ状況に置かれた女性たちがそのように評価していないこと、むしろ、ストレスの原因とみている。男性は、勤務という名目での長時間拘束から解放されても、その解放された時間を家事や育児などに対する責任分担の変化をもたらすべき要素とは捉えていない。男性の長時間労働解消だけでは、家庭における役割分担の不均等を解消することにはなりそうもない。

働き方改革に不可欠なのは、女性が然るべき収入を確保すること、言い換えると、女性が納税者としての地位を獲得し、他者に依存する状況から脱出すること、さらにいうと、税法上の配偶者扶養を廃止し、企業等が配偶者に関する手当を支給することに対して課税するなどの発想である。給与を働くことに対する報酬に一本化し、その分、基本給の水準を一律高くすることが同じように働き、会社に貢献する人にとって、公平であり、公正なのではないか。配偶者がいて、扶養する子どもや親がいることが会社の業績に貢献すると見做して、労働費用として計上するという発想は、男性の正規雇用者が雇用形態別比率において過半数ではなくなった10年前、専業主婦世帯が世帯構成において例外となった20年前、そして、男性の生涯未婚率が上昇している現実にはそぐわない。

すでに色々な人が指摘しているように、ある程度大規模なデータが存在し、類型を判別して裁量なしに処理することが可能な作業は、大量のデータ処理に関しては人よりも誤謬のない機械に委ねる時代が近々到来する。問題はデータの内容であって、「これまでのデータを無批判に利用」すると、これまでの偏見に基づいて集積されたデータが活用され、すでに存在する社会的偏見が精査されることなく再生産され、無意識の偏見を増長することになるとの警告が多くデータのサイエンティストから発せられている。PISA 2018において15歳段階ですでに顕著になった、そして日本以外ではほとんど見られない数学的リテラシーの男女差は、子どもたちがすでに社会にある偏見を学習し、自らのものとしていることを示唆する。さまざまな社会的偏見が「生のデータ」にはあるという問題は別として、人の仕事としてなかなか消滅しないのは、判断に裁量が求められる事柄と、一括的な処理になじまず、個別対応が必要な、対人の仕事であると推測される。

ところが、対人が中心となる分野、労働集約的な領域、具体的には育児・介護といった「ケア産業」は、近代社会において家庭の領域とされていた作業に類似している。これらの仕事は、「生産性が低いので低賃金であり、際限のない繰り返しを必要とする重労働」という認識に基づき、経験を積み、スキルの蓄積によるより専門性の高い職種へのステップ・アップが決して容易ではないピンク・ゲットー化現象を招いている。言い換えると、女性の占める割合がとて高く、家庭における無償労働との類似性が高いと(実際には「ケア」に従事しない人々)の判断に基づいて、賃金は低く抑えられる傾向がある。現場では女性

が圧倒的に多い「ケア産業」に対して、現場よりも事業者を手厚く支援する補助金方式では、現場の人々は「使い捨て」になりがちである。対人が中心となる、労働集約的な職業に関するピンク・ゲッター化の危険は、専門職にも及んでおり、女性の進学率が高い保健分野と教育分野(とくに初等教育)にもその傾向が顕著である。現実には、看護師、保健師、保育士、教員の劣悪な待遇が指摘されているにも関わらず、「聖職」という美称に感けて、その放置が進んでいる。そして、これらの対人的労働集約的な仕事は、きちんと真面目に行うとすれば個別判断が重要であり、機械処理には馴染まない。介護ロボットは、患者をベッドからベッドへと運ぶことはできるが、この患者が背中のごくどこを、どのタイミングで、どのように搔いて欲しいのかの判断をするには向いていない。「そこを搔いて欲しい」という要請が体調の異常を示唆する重大な病状の指標である可能性が高く、即刻、医療従事者の判断を仰ぐべき、患部の写真を撮るべきと、介護ロボットが判断するようになって、それでもなくなると期待される仕事が、女性たちがSTEMを専攻していたら、その先に存在する。高等教育を高等教育たらしめているのは、社会が必要としていることを察知して対応する能力を育成することである。

5. 高齢女性の貧困——年金対策？ いいえ、有償労働消滅対策としてのユニヴァーサル・ベーシック・インカムを導入！

日本における高齢女性の貧困は、まず、多くの女性にとって、働かなかつたわけではないにも関わらず、無償労働を担ってきたので金銭的に評価される自らの生涯所得が乏しく、その結果として、年金額が低いことが一因である。配偶者が適切な年金を確保していたならば、遺族年金が、そして、2020年4月からは(配偶者の死後も)自宅に関する居住権が認められ得るが、どちらも「どんなことがあっても離婚をすると損」になるという仕組みで、配偶者による遺棄やDVがあっても離婚しないほうが有利となる状況を作り出している。このような仕組みを前提にする従来からの高齢女性の貧困対策には限界がある。

機械化の著しい進展、コンピュータの学習能力の加速化・深化とともに、望むと望まないとは関わらず、金銭的に評価されるような仕事が著しく偏在するようになり、多くの人々にとっては有償で行う仕事が無くなるとしたら、高齢女性だけでなく、かなりの人々が、高齢であるかどうかを問わず、自らの生活を経済的に維持することが難しくなると想定される。社会は、労働の対価としての所得という発想と決別しなければならない・・・かもしれない。

そのような場合に適切なセイフティ・ネットの設計として提案されているのがユニヴァーサル・ベーシック・インカム Universal Basic Income (UBI)という考え方である。簡単にいうと、所得の有無に関わらず、一定額を、定期的に、すべての住民に、政府が配布する仕組みである。たとえば一人当たり国内総生産額 GDP per capita (2018年を基準とすると、日本の場合は約400万円)の1/4を年額として、毎月、住民登録をしている人には国籍、年齢を問わず、配布する(政府は膨大な費用をかけてマイナンバー制度を導入したので、マイナンバーごとに金融機関口座を一つ「紐付け」することも、それほど難しくはないはず。児童虐待やDVの可能性を考慮に入れると、大切なのは給付が「世帯単位」ではなく、「個人単位」であること。国内総生産に貢献しているのは「国民」ではなく、「住民」。他の国では、所得などの資格制限の審査にかかる費用の方が実際に配布する総額よりも大きくなるという試算もあるので、資格審査を不要にすることは、運用効率上、非常に重要である。)と

いった制度設計が考えられる。UBI の給付を適切な累進課税となる所得税の対象とすることで、所得の多い人に配布することの不公平感を解消し、同時に、配偶者などに関する税控除を廃止し、家族手当などを支給する企業・事業体には追加の法人課税をするということも制度設計の一部に組み込むならば、財源確保に貢献できる。

フィンランドの調査では人々の幸福感は増大し、積極的な意義が見出されているという。(社会主義的な政策を唾棄する) 共和党地盤とされるアラスカ州での実施評価も高いようである。Covid-19 対策として、日本政府は地方自治体経由で 1 回だけ、1 人 10 万円を、世帯単位で支給し、税徴収とは全く異なって手際の悪いところを見せてしまった。他の給付方法の煩雑さが、最終的には行政コスト、つまり、財政のさらなる悪化をもたらすことを考慮するならば、今回「紐付け」したマイナンバーと金融機関口座情報を、将来的にどう活用するのか、しないのかについても、政府は説明責任を負うと思われる。

最後に

2020 年、Covid-19 に対する対応には国によって大きな違いがある。その中で目立つのは、女性を指導者とする国々がパンデミック沈静化に成功していると指摘されること:ドイツのメルケル首相、台湾の蔡英文総統、ニュー・ジーランドのアーダーン首相、フィンランドのマリン首相、アイスランドのヤコブスドッティル首相、ノルウェイのソルベルグ首相、デンマークのフレデリクセン首相、スコットランド自治政府のスタージョン首相……。4 月 13 日の Forbes 誌は、事実と正面から向き合い、決断力を持って、最新の科学的知見を活用すると同時に、子どもたちにも事実をきちんと伝えるという指導者の努力は、男性指導者には見られないという記事を掲載している。5 月 1 日の Politico 誌は、人口密度や財政状況、公衆衛生など医療体制に違いがあるとしても、女性の指導姿勢、つまり、協調的で思いやりを重視するのは、指導者は弱みを見せない、専門家を含む他人の意見を軽視する、競争原理を優先させるという「あるべき指導者像」に囚われていないからで、それは社会が男性と女性に対して異なる期待を抱いているからであると指摘する。これらに対し、5 月 6 日の The Atlantic 誌は、世界的な感染症の流行は、不確かな時代に確からしさ=悪者を仕立て上げて攻撃弾圧(し、都合の悪いことは無視)する指導者たち、つまり、力で支配しようとする人々の弱点を焙りだしたのであって、選択した政策の違いはジェンダーの問題ではないという。きちんと機能する民主主義においては、たとえ選挙であっても力で支配しようとする指導者を選ばない。指導者を男性であるか、女性であるかという観点から分類するのは、ひょっとして無意味なのではないか……。女性は指導者に向かないと排除せずに選出する社会は、ジェンダーの違いを強調せず、専門的な知見に耳を傾け、適切なタイミングで決断する有能な指導者を選ぶことができるということかもしれない。きちんと機能する民主主義とジェンダー平等とは相性がいい、そんな感想が浮かぶ。

資料 1

CSW 委員長 Mher Margaryan からの 2020 年 3 月 2 日付書簡



Chairperson
Commission on the Status of Women

2 March 2020

Excellencies,

I refer to my letter of Friday, 28 February and have the honor to write in follow up to the informal meeting of the Commission on the Status of Women held this morning, where it was decided that the sixty-fourth session of the Commission will convene on 9 March, at 10.00 a.m. It was agreed that the meeting will be of a procedural nature, with Member States being represented by their Permanent Missions to the United Nations. It will include opening statements by the Chair, the Secretary-General of the United Nations, the President of the General Assembly, the President of the ECOSOC, the President of the Security Council for the month of March, as well as UN Women Executive Director and a representative of civil society, followed by the adoption of the draft Political Declaration and action on any other draft resolutions. There will be no general discussion. The session will then suspend until further notification.

In this regard, the meeting reiterated the Secretary-General's strong recommendation that capital-based delegations and other stakeholders refrain from travelling to UN Headquarters. The meeting recommended that all side events planned by Member States and the UN system in conjunction with CSW64 will be cancelled.

Please accept, Excellencies, the assurances of my highest consideration.

A handwritten signature in black ink, appearing to read 'Mher Margaryan', written in a cursive style.

Mher Margaryan
Chair of the Commission on the Status of Women
Permanent Representative of the Republic of Armenia

All Permanent Representatives to the United Nations
New York

資料 2 政治宣言

2020年3月9日、国連女性の地位委員会 United Nations Commission on the Status of Women (CSW)は、第4回世界女性会議25周年にあたり、政治宣言を採択した。

2020年3月9日から20日に開催を予定していたCSW64暫定議題3「女性2000年会議：21世紀におけるジェンダー平等、開発と平和」と題された国連総会第23回特別総会と第4回世界女性会議に関する進捗状況検証(フォロー・アップ)の文書であり、CSW議長が非公式な諮問を経て提出し、CSWは決議に対する付属文書 Political declaration on the occasion of the twenty-fifth anniversary of the Fourth world Conference on Women 第4回世界女性会議25周年における政治宣言(E/CN.6/2020/L.1)として採択した。

第4回世界女性会議25周年における政治宣言（紙谷訳）

私たち、各国の大臣及び代表は、

1995年に北京で開催された第4回世界女性会議から25周年を迎えるにあたって、CSW64のために、ニュー・ヨークに集まり、北京宣言および行動綱領¹ならびに第23回特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けてのジェンダー平等、開発と平和」²に関する成果文書の実施について、北京宣言及び行動綱領の実施とジェンダー平等ならびにすべての女性及び少女(女児)のエンパワーメントの達成、そして、全ての女性及び少女による生涯を通じた全ての人権及び基本的自由の完全かつ平等な享受ならびにそれによる持続可能な開発のための2030アジェンダ³のジェンダーに配慮した実施への寄与に影響を与える、目下の課題及び格差の評価を含む、調査と検討(レビュー)および評価を行うため、また北京行動綱領の実施を加速させることを確保するため、また、ジェンダー平等ならびに全ての女性及び少女のエンパワーメントの実現に効果的に寄与できるよう、開発、経済、社会、環境、人道およびそれらに関連する分野における、全ての主要な国連の会議およびサミットの準備、一体的かつ協調的な実施および追跡において、ジェンダーの視点の主流化を確保するという約束(コミットメント)をもって、

1. 北京宣言および行動綱領¹、第23回特別総会成果文書²、ならびに第4回世界女性会議10周年、15周年及び20周年にあたってのCSWによる宣言⁴を再確認し、それらの実施を約束する；

¹ Report of the Fourth Conference on Women, Beijing, 4-15 September 1995 (United Nations publication, Sales No. E.96.IV.13), chap. I, resolution 1, annexes I and II.

² General Assembly resolution S-23/2, annex, and resolution S-23/3, annex.

³ General Assembly resolution 70/1.

⁴ See Official Records of the Economic and Social Council, 2005, Supplement No. 7 and corrigendum (E/2005/27 and E/2005/27/Corr. 1), chap. 1 sect. A, and Economic and Social Council decision 2005/23.2; Official Records of the Economic and Social Council, 2010, Supplement No. 7 and corrigendum (E/2010/27 and E/2010/27/Corr. 1), chap. 1, sect. A, and Economic and Social Council decision 2010/232; and Official Records of the Economic and Social Council, 2015, Supplement No. 7 (E/2015/27), chap. 1, sect. C, resolution 59/1, annex.

2. 北京宣言及び行動綱領の完全、効果的かつ迅速な実施、ならびに女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (CEDAW))⁵に基づく義務の履行は、ジェンダー平等ならびに全ての女性および少女のエンパワーメントの達成、ならびに女性および少女の人権の実現において相互に補強しあっていることを認識し、同条約およびその選択議定書の未批准または未加盟国に対しては、検討を求める;⁶

3. ジェンダー平等ならびに全ての女性および少女のエンパワーメントの達成と、北京宣言および行動綱領の完全、効果的かつ迅速な実施と、持続可能な開発のための 2030 アジェンダのジェンダーに配慮した実施³と、関連する主要な国連の会議およびサミットならびにその成果および進捗状況検証(フォローアップ)との間の相互に補強し合う関係を強調し、また、ジェンダー平等ならびに全ての女性および少女のエンパワーメントは、2030 アジェンダにおける全ての目標の進捗に、決定的に寄与するものであることを強調する;

4. CSW による 2020 年の調査と検討に貢献した、地域レベルにおける政府間のプロセスの成果に留意しつつ、国連の地域委員会によって実施された地域調査と検討の開催を歓迎する;

5. 国、地域およびグローバル・レベルにおける一丸となった制作行動を通じた、北京宣言および行動綱領の完全、効果的かつ迅速な実施に向けた進捗についても歓迎し、第 4 回世界女性会議 25 周年という文脈における各国政府による調査と検討活動を市民社会およびその他全ての関連するステークホルダーによる重要な貢献に留意しつつ歓迎し、2019 年 9 月 12 日の総会決議 73/340 を想起し、2020 年 9 月 23 日に、「ジェンダー平等ならびに全ての女性および少女のエンパワーメントの実現の加速」をテーマとして実施される第 4 回世界女性会議 25 周年の国連総会ハイレベル会合に期待を寄せる;

6. 全体として進捗の速さおよび深さが十分でないこと、進捗が一様でない分野もあること、依然として大きな格差があり、構造的障壁、差別的な慣習および貧困の女性化を含む障碍が依然として存続していることに懸念を表明し、第 4 回世界女性会議から 25 年経ってもジェンダー平等ならびに全ての女性および少女のエンパワーメントを完全に達成した国がないこと、世界中で相当なレベルでの不平等が依然として残存すること、多くの女性および少女が生涯を通じて複数の交差する(複合的な)形態の差別を、攻撃されやすさを、そして、周縁化を経験すること、とりわけアフリカ系女性や、HIV および AIDS に感染した女性、農山漁村の女性、先住民女性、障碍のある女性、移民女性、より年齢の高い女性などについて進捗が最も遅いことを認識する;

7. 貧困、世界的な経済的不平等、国内および国家間における開発利益の不平等な配分を、北京宣言および行動綱領の実施に当たっての基本的な課題として認識する;

⁵ United Nations, Treaty Series, vol. 1249, No. 20378.

⁶ Ibid., vol. 2131, No. 20378.

8. 女性および少女が開発の担い手として欠かせない役割を果たすこと、人類の半分が完全な人権および機会を否定され続けている状態では、人間が最大限の能力を発揮し持続可能な開発を実現することはできないこと、持続可能な開発目標は万人のために達成されるべきであることも認識する；

9. ジェンダー平等ならびに全ての女性および少女のエンパワーメントを達成するため、男性および少年(男児)が変化の担い手および受益者としてだけでなく、戦略的パートナーおよび仲間として、全面的に関与する重要性を認識し、北京宣言および行動綱領の完全、効果的かつ迅速な実施を達成するための取り組みに、男性および少年を全面的に関与させる措置を講じることを約束する；

10. 新たな課題が顕在化していることを認識し、政治的意思を再確認して、既存の、そして、顕在化する課題ならびに 12 の重大問題領域、すなわち女性と貧困、女性の教育と訓練、女性と健康、女性に対する暴力、女性と武力紛争、女性と経済、権力および意思決定における女性、女性の地位向上のための制度的な仕組み、女性の人権、女性とメディア、女性と環境、少女たちという領域の全てにおいて依然として残る実施格差に取り組むことを確約する；

11. こうした新たな課題に関しては、北京宣言および行動綱領ならびに 12 の重大問題領域の完全、効果的かつ迅速な実施のため、次のような方法を含む、より強力な取り組みが必要とされることも認識する；

(a) 全ての女性および少女について教育を受ける権利を実現する取組を強化し、この点における障壁を撤廃し、包括的かつ公平な質の高い教育、訓練および技能開発を保障し、生涯にわたる教育の機会を促進し、あらゆる分野、とくに科学、技術、工学および数学といった現在は女性割合の少ない分野において女性および少女の参加を支援し、こうした問題に関する国際協力を強化する；

(b) あらゆるレベルおよび社会のあらゆる領域において、全ての女性による意思決定への完全、平等かつ有意義な参加、ならびに指導者および代表への平等なアクセスを確保し、また、女性の発言力を強化し、そのために安全でそれを可能にする環境を確保しあらゆる障壁を撤廃する措置を講じる；

(c) 労働市場および人間としての品性を損なうことのない仕事について女性の完全なアクセスおよび機会平等を促進すること、職場における差別および虐待に対して効果的な措置を講じること、同一価値労働同一賃金を促進すること、社会保障を提供すること、あらゆる部門において非公式から公式な仕事への移行を支援すること、女性に対する融資および起業へのアクセスを促すだけでなく、女性および少女の金融包摂および金融リテラシーを促進すること、関連する全てのステークホルダーとの協力を強化することにより、女性の経済的エンパワーメントを確保する；

(d) 女性および少女が無償のケアおよび家事を不均衡に分担していることを認識し、これらの削減および再分配に向けた対策を講じ、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)および家庭内の男女間における平等な責任分担を促進する;

(e) 女性および少女を支援し、本来の能力を發揮できるように、そして、女性が世帯主である世帯を含めて女性および少女にのしかかる貧困の重荷を取り除くため、社会的な保護の仕組み、その他の方策を強化する;

(f) 環境、気候変動および災害リスク緩和においてジェンダーの視点を主流化し、気候変動および自然災害が女性および少女、とくに脆弱な立場にある者にはより大きな影響が及ぶことを認識し、気候変動および自然災害による悪影響に対応するため女性および少女の困難からの回復力および適応能力を強化し、環境および気候変動問題に関する意思決定における女性の参加と指導力を促す;

(g) 人身取引、現代の奴隷制およびその他の形態の搾取だけでなく、デジタル環境を含む公的および私的領域において、全ての女性および少女に対するあらゆる形態の暴力および有害な慣習を撤廃し、防止し、これら対応するとともに、暴力の被害にあった女性被害者全員に対し、(裁判手続などを通じた)正義の実現を保障し、法、保健衛生、社会保障を含む支援の提供を確保する;

(h) 武力紛争における女性および少女の保護を強化し、武力紛争の防止および解決を含む、あらゆる意思決定レベルと和平プロセスおよび調停努力のあらゆる段階における完全、平等かつ有意義な女性の参加を強化し、そのような状況における女性と少女たちの指導力、平和維持における女性と少女たちがより多く代表となることの必要性を認識する;

(i) 女性および少女が、いかなる差別も受けず、生涯を通じて最大限の水準の身体的および精神的健康を享受する権利を実現するための取組を強化し、国民皆保険の達成を含め、公平で質が高く、誰でもが利用できる万人のための健康と健全さを促進する;

(j) 生涯のあらゆる段階における多様な栄養上の需要に目を向けることで、女性および少女の飢餓および栄養不良に取り組む;

12. 北京宣言および行動綱領ならびに第 23 回特別総会の成果文書の完全、効果的かつ迅速な実施を確保するため、次のような方法によるものを含め、さらなる具体的措置を講じることを誓約する:

(a) 差別的な法律を全て廃止し、法律、政策およびプログラムが全ての女性および少女の利益となり、完全かつ効果的に実施され、効果を確保するため体系的に評価され、不平等および周縁化を作り出したり強化したりしないことを確保する;

(b) メディアにおけるバランスが取れ、固定観念にとらわれない描写などを通じて、構造的障壁、差別的な社会規範およびジェンダーに関する固定観念を除去し、全ての女性およ

び少女に力を与え、女性および少女の貢献を認識する社会規範および慣習を推進し、女性および少女に対する差別および暴力を除去する；

(c) 司法および公共サービスへの平等なアクセスを確保するだけでなく、ジェンダー平等ならびに全ての女性および少女のエンパワーメントを促進するため、あらゆるレベルにおける制度の有効性および説明責任を強化する；

(d) 全ての人の人権の実現と、ジェンダー平等ならびに全ての女性および少女のエンパワーメントの達成のため、持続可能な開発の経済的、社会的および環境的側面においてジェンダーの視点を主流化する；

(e) あらゆる財源の動員を通じて、ジェンダー平等ならびに全ての女性および少女のエンパワーメントへの約束(コミットメント)に十分な資金提供を行う；

(f) ジェンダー平等ならびに全ての女性および少女のエンパワーメントへの約束(コミットメント)の実施に関する説明責任を強化する；

(g) 女性および少女の生活を改善し、技術の利用によって発生するリスクおよび課題に対応するだけでなく、開発格差およびジェンダー間の情報格差を含む情報格差を縮小するため、技術および技術革新の潜在力を利用する；

(h) ジェンダー統計の定期的な収集、分析および利用の状況を改善することを通じて、データおよびエビデンス格差を縮小させるため、国の統計に関する能力を強化して、政策およびプログラムの実施ならびに評価を強化する；

(i) ジェンダー平等ならびに全ての女性および少女のエンパワーメントを達成するための約束(コミットメント)を実施するため、南北、南南および三角協力を含む国際協力ならびに官民連携を強化する；

13. 第4回世界女性会議および第23回特別総会成果文書の進捗状況検証に対するCSWの主要な責任を再確認し、その点についての同委員会による検証作業を想起して、同委員会が、ジェンダー平等および女性のエンパワーメントの促進、国連機関内におけるジェンダー主流化の促進および監視と、ジェンダー平等ならびに女性および少女のエンパワーメントを達成するためには全ての女性および少女のあらゆる人権ならびに基本的自由の完全な実現が必要不可欠であるとの認識を示した北京行動綱領の実施および監視の調整を、推し進める役割を果たすことも再確認し、さらに、同委員会が、ジェンダー平等ならびに全ての女性および少女のエンパワーメントの実現を加速させるため、持続可能な開発のための2030アジェンダの進捗状況検証にも貢献することを再確認する；

14. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)の設立10周年を認識し、ジェンダー平等ならびに全ての女性および少女のエンパワーメントを促進し、加盟国を支援し、国連機関の調整を行い、市民社会、民間部門およびその他の関連するステークホ

ールダーをあらゆるレベルで動員するにあたり、北京宣言および行動綱領の完全、効果的かつ迅速な実施および持続可能な開発のための 2030 アジェンダのジェンダーに配慮した実施の支援に同機関が果たす、重要な役割を再確認する；

15. 組織的なジェンダー主流化、成果を収めるための資源の動員、データおよび確固たる説明責任システムによる進捗状況の監視および評価などを通じた北京宣言および行動綱領の完全、効果的かつ迅速な実施を引き続き支援するよう、国際機関に求める；

16. 北京宣言および行動綱領の実施に対する、非政府組織 NGOs、女性組織および地域に基礎をおく組織、若者が率いる組織、ならびに存在する場合は国の人権機関といったその他のステークホルダー全てを含む、市民社会による貢献を歓迎し、安全で実現しやすい環境を促進および確保することなどにより、ジェンダー平等ならびに全ての女性および少女のエンパワーメントの前進および促進のために行われる、地方、国、地域および世界的レベルにおける市民社会による努力を引き続き支援することを固く約束し、また、ジェンダー平等ならびに全ての女性および少女のエンパワーメントの達成に寄与するため、開かれた、包摂的で透明性のある関係を市民社会と持つことの重要性を認識する；

17. 人権の完全な享受を含むジェンダー平等ならびに全ての女性および少女のエンパワーメントの達成に向けた共同の取り組みを強化することで、北京宣言および行動綱領の完全、効果的かつ迅速な実施を約束する。

資料 3

Letter of Regret

1 March 2020

Dear Ms Auvinen, Ms Freidenvall, Mr. Mir (in alphabetical order)

We deeply regret to inform you that our 12 March side event at the CSW 64 titled “Empowering Women as Taxpayers: Breaking the Mold of Dependency and the Unconscious Bias in Gendered Society” is cancelled.

As the hosts to the side event with the Permanent Mission of Japan to the United Nations, we, the International Women’s Year Liaison Group, the Japan Women’s Watch and the National Women’s Committee of the UN NGOs are disheartened to learn that following the suggestion, including session with the participation of New York-based delegations only, from the United Nations Secretary-General to the Chair of the Commission on the Status of Women, our government is seriously reconsidering sending its delegation, including three members of the NGOs, to New York on this occasion. Over the weekend, our members deliberated whether to host the event regardless of the situation. Under the circumstances in which the possibility of pandemic cannot be ignored, we decided with utmost regret that we should cancel the event.

We are also aware that the Member States are to meet and final decision will be announced on Monday, 2 March 2020. Thus, our letter of regret might appear to be premature. Unfortunately, with the time differences, that decision will reach us on 3 March at the earliest and will not leave enough time to prepare if we were to decide afterwards.

As we believe issues of unconscious bias and dependency are real obstacles in achieving independence, self-determination, contribution to and participation at various decision-making processes, we hope to learn from other countries’ experiences and to contribute to the conversation of women’s empowerment. You will understand how much we have been looking forward to have all three of you to our event. We sincerely hope and trust that the CSW64 session will be held at a later date and that we shall be able to organize a side event with the same theme and to invite you to join us on that occasion.

With utmost regret and sincere apologies,

Masako KAMIYA
Organizer of the side event for the CSW64
CEO/Convener, the International Women’s Year Liaison Group

資料 4

NGO CSW NY 委員長 Houry Geudelekian からの 2020 年 3 月 2 日付の書簡



Committee on the Status of Women, NY
A Committee of the Conference of NGOs in Consultative Relationship with the UN (CoNGO)
777 United Nations Plaza, New York, NY 10017
Phone: 212-867-6161 Fax: 212-867-6113
Email: info@ngocsw.org

2 March 2020

To Whom it May Concern:

Following the recommendation by the United Nations Secretary-General on the coronavirus sent on Friday, 28 February and decision taken by the Bureau of the 64th session of the UN Commission on the Status of Women (CSW64), the NGO Committee on the Status of Women, New York (NGO CSW/NY) Executive Committee has decided to cancel all NGO CSW64 Forum events. The cancellation has been made due to the current threat posed by the coronavirus as per recommendations by the UN Secretary-General and the World Health Organization (WHO).

As of 2 March, the CSW64 Bureau decided not to hold its session as scheduled at the UN Headquarters from 9-20 March. Rather, the decision was made to hold a one-day event on 9 March to officially adopt a Political Declaration.

The NGO CSW64 Forum events that must be canceled include: the Consultation Day, Reception, Conversation Circles Space, Artisan Fair, Rally, Advocacy Trainings, Regional Caucuses, and all 550 Parallel Events.

We sincerely regret that we must cancel on such short notice. This decision was made to avoid any potential health risks (or travel quarantines) for our participants.

Although we cannot take responsibility for your travel arrangements, we hope that our letter will help to ease problems obtaining refunds for airline and hotel reservations.

Please also find the UN Secretary-General's letter attached.

Sincerely,

Houry Geudelekian
Chair, NGO Committee on the Status of Women, New York

Chair: Houry Geudelekian, *Unchained at Last*
Vice Chair: Ivy Koek, *Soka Gakkai International*
Treasurer: Margaretha Jones, *International Humanist and Ethical Union*
Recording Secretary: Saphira Rameshfar, *Baha'i International Community*
Communications Secretary: Azadeh Khalili, *International Alliance of Women*
Members-at-Large: Rosa Lizarde, *Feminist Task Force*; Pamela Morgan, *Zonta International*; Yvonne O'Neal, *Africa Development Interchange Network*; Saeeda Rizvi, *Women Deliver*; Jourdan Williams, *International Health Awareness Network*
Past chair, ex-officio: Susan O'Malley, *International Federation of Business and Professional Women*
Principal Investigator: Soon-Young Yoon, *International Alliance of Women*



CSW64 Side Event

Empowering Women as Taxpayers

*Breaking the Mold of Dependency
and the Unconscious Bias in Gendered Society*

Date & Time : March 12th(Thu) 10:00~11:15 Venue : CR 8, GA Bldg. UN

Co-sponsored by the Permanent Mission of Japan to the United Nations, Japan Women's Watch (JAWW), International Women's Year Liaison Group (IWYLG), The National Women's Committee of the United Nations NGOs

Concept Note:

"Women and Poverty" has been our constant concern. Equal Pay Day (May 13 as of 2019 in Japan) is crawling forward but women still have to work more than one hundred-thirty days to earn as much as men. According to Japanese government statistics, 11.37 million women are employed as regular (full-time) workers and 14.51 million on irregular (part-time, dispatched, temporary and short-term contracts) basis. 68.4% of irregularly employed workers are women. As "equal pay for equal work" policy is yet to be implemented nationally, this discrepancy in employment forms appears to explain the discrepancy in our wages, but is academically strongly contested. Furthermore, opinion polls suggest that women willingly choose irregular forms of employment, because they are obliged to fulfill the "social" expectation of "her" daily and generational reproductive functions . . . with only emotional rewards. In other words, women are discouraged to be taxpayers in their own right. In the end, most women are left with a small amount of pension, as a surviving spouse or as an employee with less than enough lifetime income at the end of her day. Is "aged and poor" inevitable in rapidly aging society? Shouldn't women contribute to our society as policy-makers as well as taxpayers? Is unpaid work inevitably women's work? This might be the time to think seriously about "basic income" guarantee and other safety nets for our old age. It is never too late to overcome our unconscious gender bias.

Speakers: Dr. KAMIYA Masako Prof. of Gakushuin University
Convenor /CEO, International Women's Year Liaison Group

Others

**Format: Relay talks by three speakers on the issue
Round table talks by participants**

RSVP: csw3ngosjp@gmail.com

資料 6
パネリスト依頼の文書

Memo for the Side Event of CSW64

By KAMIYA Masako (29 Jan 2020)

Date: March 12th (Thu), 2020 10:00-11:15 (75minutes)

Venue : UN HQ, Conference Room 8

Title : Empowering Women as Taxpayers
Breaking the Mold of Dependency and the Unconscious Bias in
Gendered Society

Concept :

“Women and Poverty” has been our constant concern. Equal Pay Day (May 13 as of 2019 in Japan) is crawling forward but women still have to work more than one hundred-thirty days to earn as much as men. According to Japanese government statistics, 11.37 million women are employed as regular (full-time) workers and 14.51 million on irregular (part-time, dispatched, temporary and short-term contracts) basis. 68.4% of irregularly employed workers are women. As “equal pay for equal work” policy is yet to be implemented nationally, this discrepancy in employment forms appears to explain the discrepancy in our wages, but is academically strongly contested. Furthermore, opinion polls suggest that women willingly choose irregular forms of employment, because they are obliged to fulfill the “social” expectation of “her” daily and generational reproductive functions . . . with only emotional rewards. In other words, women are discouraged to be taxpayers in their own right. In the end, most women are left with a small amount of pension, as a surviving spouse or as an employee with less than enough lifetime income at the end of her day. Is “aged and poor” inevitable in rapidly aging society? Shouldn’t women contribute to our society as policy-makers as well as taxpayers? Is unpaid work inevitably women’s work? This might be the time to think seriously about “basic income” guarantee and other safety nets for our old age. It is never too late to overcome our unconscious gender bias.

Format: 1) Relay talks by three speakers on the issue (@ 7minutes)
2) Round table talks by participants (20minutes)

Coordinator : Dr. KAMIYA Masako, Prof., Gakushuin University
(Convenor/CEO, International Women’s Year Reason Group)

Speakers : @7 minutes

- 1) From Japan = Dr. KAMIYA Masako, Prof., Gakushuin Univ. on “women’s unconscious choice as dependents”
- 2) From Scandinavian Countries = possibly on “women as taxpayers”

3) From Asia= possibly on “women’s economic independence from her household”

Reference:

1. The main focus of the CSW64 / Beijing + 25 is the review and appraisal of the implementation of the Beijing Declaration and Platform for Action. Beijing Declaration paragraph 26 refers to the importance of the economic independence and eradication of poverty of women. We realized that in gendered society, it is not just structural causes but our unconscious gender bias which prevents our economic empowerment.
2. In 2020, Japan was ranked 121 out of 153 by the World Economic Forum’s Gender Gap Index. It was not just the lack of political participation (2020 score 0.049 and 144th) but also economic participation and opportunity (0.598 and 115th). Inspecting its country score card (World Economic Forum, Global Gender Gap Report 2020, pp.201-02), there are obvious lack of women’s participation as leaders in all aspects of society. Are women seeing themselves as not as important actors who actively contribute to the welfare of society? Women have been voting since 1946, and working alongside men in fields since ancient times, and at factories since 1870’s. What are factors preventing women from active participation?

3. Gender labor participation gap does not explain gender wage gap.

Gender wage gap is 24.5% (according to OECD), resulting in relatively small life-time earning and small pension on her own. Legal system prohibits discrimination based on gender. Nevertheless, only 43.9% of women employed are regular (full-time) workers. It has been explained that with strong social expectation based on gender roles, women “choose” care works at home and not to be gainfully employed, or only as irregular (part-time, dispatched, temporary and/or short-time) workers, on the gender-biased understanding that the choice of being a dependent will benefit the family as a whole. If her income is kept to less than about a quarter of an average employee’s income, she will be qualified as a dependent to the breadwinner of the household, entitling him of tax credits and extra fringe benefits. This increases his life-time earning and future pensions but not her own. The choice of household as the tax unit is structural, but the choice of her becoming dependent is hers. It not only reflects the social expectation but also unspoken understanding that it will benefit the household as a whole if she were to become financially dependent. It is true that the present tax system structurally encourages women to become dependent economically because the income tax unit is household rather than individual and, therefore, is not gender-neutral. It is also true that women respond to the social expectation of bearing unpaid care works and following commonly-held understanding that such choice is beneficial. Do we see women’s own unconscious bias of placing the benefits of intimate others ahead of our own here? Also, with fewer opportunity to act as taxpayers, women may feel less involved, less interested and less committed to policy- and decision-making process as a whole. This might explain the abysmal performance of political participation.

It is not just women employed who are at a great disadvantage under the “household as tax unit” approach. Women have been part of rural economy but their labor has been little appreciated economically, and often learn that they are less involved even in family firm management. Is it just less involved, less interested, less committed, or rural women’s

unconscious bias of placing the benefits of family members ahead of themselves? This would have great relevance to women who are finding means to earn their own money.

4. We hope our speakers would tell their stories reflecting different features of their society.

Therefore, in your country,

4-1) What is income tax unit?

4-2) Are women's income and earnings counted as part of her family/household income and taxed accordingly?

4-3) Are women encouraged to be citizens and taxpayers, educated accordingly or nudged to avoid paying tax as dependent to the breadwinner within family/household as it benefits her family/household rather than herself?

4-4) If tax education is considered as part of civic education, we are very interested.

4-5) How is unpaid labor, such as child and other care works within family, taken into consideration in evaluating tax exemptions or tax credit?

4-6) Do women see their earned income as their own or as a part of the household income?

Excerpt from the planned presentation of Mr. Muhammad Tayyab Mir

EMPOWERING WOMEN AS TAXPAYERS

**BREAKING THE MOLD OF DEPENDENCY AND THE
UNCONSCIOUS BIAS IN GENDERED SOCIETY**



SIDE EVENT FOR THE 64TH SESSION OF THE
UNITED NATIONS COMMISSION ON THE STATUS OF WOMEN



DISCUSSION ON GENDER EQUALITY IN DECENT WORK,
PAY, TAXATION AND SOCIAL SECURITY

IN CONTEXT OF PAKISTANI GARMENTS INDUSTRY

UNDER THE PROJECT FOR SKILLS DEVELOPMENT AND MARKET
DIVERSIFICATION (PSDMD) OF GARMENT INDUSTRY
OF PAKISTAN BY JICA PAKISTAN OFFICE



MUHAMMAD TAYYAB MIR

PRINCIPAL
PAKISTAN KNITWEAR TRAINING INSTITUTE
(LAHORE - PAKISTAN)

AGENDA

- INTRODUCTION & OBJECTIVE
- GARMENTS INDUSTRY OF PAKISTAN & PARTICIPATION OF WOMEN
- PROJECT FOR SKILLS DEVELOPMENT & MARKET DIVERSIFICATION (PSDMD) BY JICA
- **CHALLENGES & REMEDIES**
- OUR EFFORTS

Challenges in Formal Employment of Female

1. Lack of basic facilities
2. Daycare for children
3. Less benefits
4. Suitable condition
5. Male dominance
6. Old society vs new society
7. Social obligations in reproduction
8. Priorities of women: attitude towards work

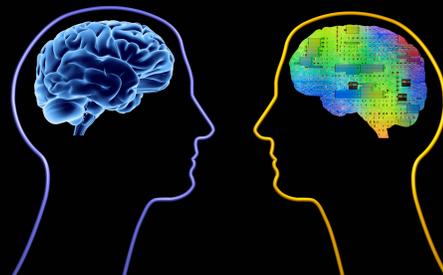


AGENDA

- INTRODUCTION & OBJECTIVE
- GARMENTS INDUSTRY OF PAKISTAN & PARTICIPATION OF WOMEN
- PROJECT FOR SKILLS DEVELOPMENT & MARKET DIVERSIFICATION (PSDMD) BY JICA
- **CHALLENGES & REMEDIES**
- OUR EFFORTS

Remedies

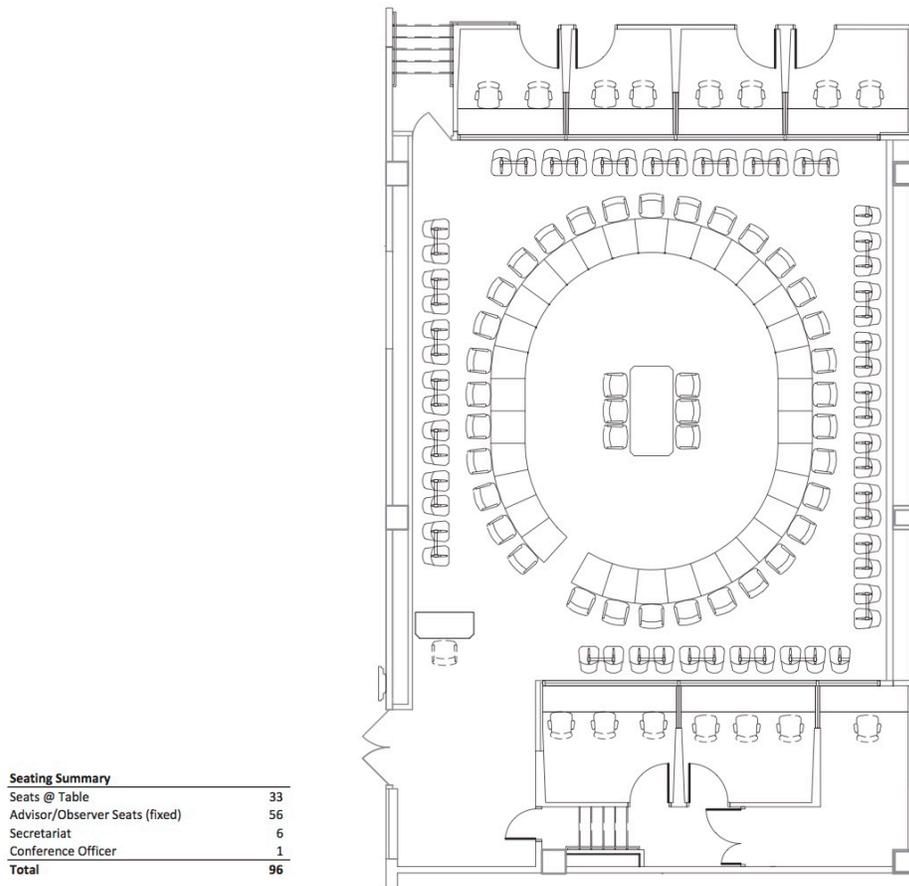
1. Regulations for equal benefits
2. Enhancement of Support for SMEs regarding Female Employment
3. Strengthening of the career support system at Training Institutes through collaborations with industry to promote female employment.
4. Provision of basic facilities
5. Systematic approach like Yourtex and XXXXXXXX
6. Continuous counselling
7. Community awareness programs
8. Adaptation of Professional approach
9. Constructive role of media



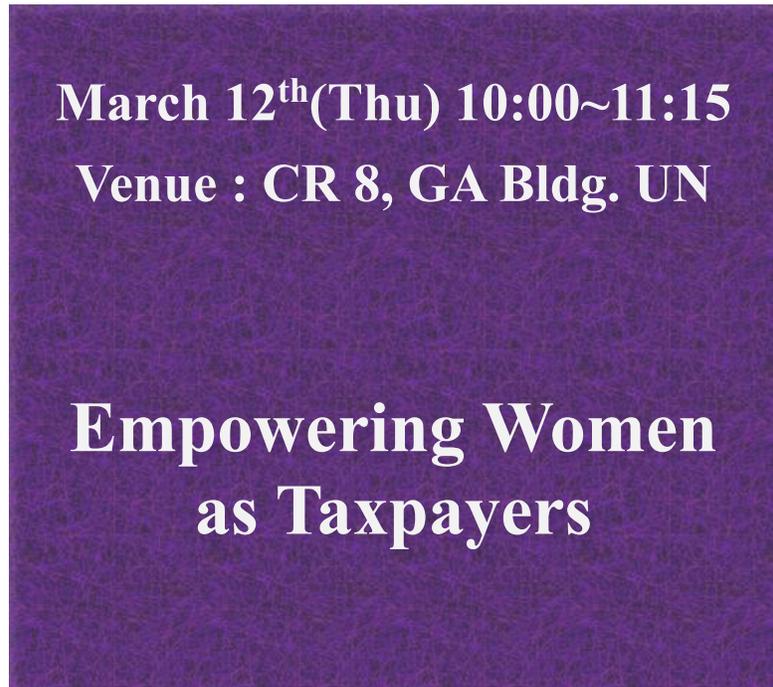
資料 8



国連総会会場ビル



Conference Room 8 フロア・プラン



看板

Side Event Comment Sheet (Japan)
“Empowering Women as Taxpayers”
March 12th, 2020, from 10:00 to 11:15, CR-8, GA Building, UN

Thank you for your participation!

Name: _____ Nationality: _____

Organization: NGO University Government Others

1. Which aspect of our program in this side event interested you most?

2. What is your overall evaluation on this side event? Very good Good Fair Not good
<Any other comments>

If you have any comments or questions, please write them on the other side of this paper.
Thank you for your cooperation!

Organizers: International Women’s Year Liaison Group, The National Women’s Committee of the UN NGOs, JAWW,
Permanent Mission of Japan to the United Nations

コメント・シート

資料 10

2019年 都道府県別 4年制大学男女別進学率

	合計(%)	男性(%)	女性(%)	男一女(%)
北海道	45.00	50.85	38.87	11.98
青森県	40.91	43.24	38.51	4.73
岩手県	38.52	39.41	37.58	1.83
宮城県	46.58	48.81	44.18	4.63
秋田県	39.5	40.87	38.06	2.81
山形県	39.53	41.20	37.76	3.44
福島県	39.63	43.13	35.93	7.2
茨城県	52.14	54.92	49.21	5.71
栃木県	48.95	52.45	45.22	7.23
群馬県	46.55	48.94	44.03	4.91
埼玉県	52.41	57.58	46.90	10.68
千葉県	53.75	57.64	49.63	8.01
東京都	72.67	72.18	73.17	-0.99
神奈川県	55.28	58.72	51.69	7.03
新潟県	42.69	46.16	38.96	7.2
富山県	45.00	47.28	42.67	4.61
石川県	51.23	54.09	48.18	5.91
福井県	51.49	54.58	48.27	6.31
山梨県	60.99	68.74	53.00	15.74
長野県	43.91	47.55	40.05	7.5
岐阜県	46.81	50.50	42.92	7.58
静岡県	48.57	52.76	44.18	8.58
愛知県	53.25	56.31	50.02	6.29
三重県	44.25	47.25	41.13	6.12
滋賀県	47.90	52.33	43.29	9.04
京都府	65.49	67.76	63.16	4.6
大阪府	56.23	60.46	51.84	8.62
兵庫県	55.62	56.51	54.70	1.81
奈良県	58.59	62.89	53.98	8.91
和歌山県	44.06	48.74	39.37	9.37
鳥取県	40.07	42.00	37.99	4.01
島根県	43.51	46.46	40.50	5.96
岡山県	48.35	49.20	47.46	1.74
広島県	55.18	56.89	53.39	3.50
山口県	39.62	40.94	38.22	2.72
徳島県	46.23	45.26	47.26	-2.00

香川県	49.96	51.90	47.96	3.94
愛媛県	47.40	50.40	44.36	2.44
高知県	42.73	43.95	41.40	2.55
福岡県	47.93	50.34	45.41	4.93
佐賀県	40.19	42.73	37.48	5.25
長崎県	39.85	41.46	38.19	3.27
熊本県	42.69	44.84	40.44	4.40
大分県	38.46	40.99	35.84	5.15
宮崎県	39.03	41.85	36.07	5.78
鹿児島県	38.85	43.44	34.11	9.33
沖縄県	37.65	38.63	36.60	2.03
全国	53.30	56.31	50.14	6.17

資料 11

第 65 回国連女性の地位委員会 CSW65 は 2021 年 3 月 15 日から 26 日
ニュー・ヨーク市の国連本部で開催（予定）

CSW65 の優先テーマ

Women's full and effective participation and decision-making in public life, as well as the elimination of violence, for achieving gender equality and the empowerment of all women and girls.

ジェンダー平等と全ての女性と少女(女兒)のエンパワーメント達成のために(必要なのは)、暴力の排除だけでなく、女性が公的な生活において完全かつ効果的な参加と政策決定をすることである。

CSW65 の検証テーマ

Women's Empowerment and the link to sustainable development.

女性のエンパワーメントと持続可能な開発との連携。

2022 年の CSW66

Priority theme: Achieving gender equality and the empowerment of all women and girls in the context of climate change, environmental and disaster risk reduction policies and programmes;
Review theme: Women's economic empowerment in the changing world of work;

2023 年の CSW67

Priority theme: Innovation and technological change, and education in the digital age for achieving gender equality and the empowerment of all women and girls;
Review theme: Challenges and opportunities in achieving gender equality and the empowerment of rural women and girls;

2024 年の CSW68

Priority theme: Accelerating the achievement of gender equality and the empowerment of all women and girls by addressing poverty and strengthening institutions and financing with a gender perspective;
Review theme: Social protection systems, access to public services and sustainable infrastructure for gender equality and the empowerment of women and girls.

from United Nations Economic and Social Council, Resolution adopted by the Economic and Social Council on 17 July 2020, E/RES/2020/15.

リアルを超えたヴァーチャルな時空で

ニュー・ヨークに集まった多様な人々の熱気で、ジェンダー平等に対する障壁を克服する思いをみんなが新たに作る「リアルな場」は、残念ながら COVID-19 で消滅したが、ジェンダー平等を、女性と少女たちのエンパワーメントを実現しようという思いは消滅したわけではない。現在も、国連のさまざまな活動は「リアルな場」では実現していないが、時空を超えた「ヴァーチャルなイベント」が、日本時間では、多くの場合、真夜中ではあるが、実施されており、モニターからはたくさんの顔が話しかけてきている。私たちは、みんなに直接会うことができないでいるけれども、決して孤立しているわけではない。

CSW64 において採択された政治宣言が示すように、国々や地域の間には多くの違いがあるが、ジェンダー平等を達成し、全ての女性と少女たちが本来の可能性を十分に享受するという目標を実現できたところは、まだ、ない。それでも、人々が手をつなぎ、一歩ずつ進むことで、この行動の 10 年が平等達成の時代となると、「Generation Equality」という表現は伝えているように思われる。

本当の最後に —— 謝辞

ロジスティックス担当の皆さんは、直前まで、いつものように、「サイド・イヴェントはある」との前提で、準備を整えてくださいました。外務省も、2月28日までは、国連本部の様子は通常通りという感触を得ていたようでした。事態が急転直下したのは2月29日、国連事務総長の談話、CSW64議長の勧告を受け、外務省から国連本部への代表団の出張が取り止めざるを得ない可能性が高い・・・との情報を知り、3NGOsとしては、サイド・イヴェントの中止を(深夜23:37)、参加予定者に連絡しました。結果として、3月2日の会合に基づくCSW64議長からの連絡を待たずに、中止の決断をしたこととなります。運営体制がしっかりしていたので、スムーズな決定が可能になりました。ありがとうございます。

登壇をお願いしていたフィンランドの社会保障保健省ジェンダー平等局長の Tanja Auvidene さん、スウェーデンの雇用省ジェンダー平等局次長である Lenita Freidenvall さん、パキスタンの織物訓練機構 Pakistan Knitwar Training Institute の責任者である Muhamad Tayyab Mir さんには、サイド・イヴェントが中止になった旨の連絡をしたところ、みなさん、理解を示してくださいました。また、協力する機会があることを祈っています。ありがとうございました。

秋からの準備目標が泡のように消えてしまい、「CSW64ロス」状態だったような気がします。いつもでしたならば、ロジスティックス担当を中心にみなさんの声も反映した報告書になるはずだったのですが、残念ながら企画実行係のモノログです。CSW65はこれまでとはちがうヴァーチャルな時空になるのでしょうか。2020年9月の第75回国連総会のため、グテーレス事務総長は、まだ沈静化しないCOVID-19に対応するため、世界各国首脳に対して、ビデオ・メッセージを送るよう依頼している。CSW65が開催される予定の2021年3月になれば人々が自由に往来できるようになっているのか、分からない。私たちにできることは、未来を見据えて、地道に歩むこと、平等と開発と平和のために。

国際婦人年連絡会 紙谷雅子



国際婦人年連絡会・JAWW（日本女性監視機構）・国連 NGO 国内女性委員会

151-0053 東京都渋谷区代々木 2-21-11 婦選会館（国際婦人年連絡会）

lwylg-i@nifty.com

2020 年 9 月発行

著者・発行人 国際婦人年連絡会

落丁・乱丁はお取替えます。